

# 稻作大経営の展開構造

——熊本県八代平坦部における「資本制経営」の成立——

持 田 恵 三

## 一、はじめに

### 二、八代農業と地主制

#### Ⅰ、農業構造とその問題

#### Ⅱ、肥後米における八代

#### Ⅲ、地主制の特質

### 三、大経営の成立と展開

#### Ⅰ、大経営の形成とその性格

#### Ⅱ、大経営の展開過程

### Ⅳ、共同体の変質——農事小組合の結成——

#### Ⅰ、商品生産の確立と大経営の転換

#### Ⅱ、商品生産の発展と経営構造の変化

#### Ⅲ、作付体系の転換——水稻脱化栽培の意義——

#### Ⅳ、大経営の発展と衰退

### Ⅴ、大経営の歴史的意義

#### ——日本農業における「資本制経営」とその限界——

## 一、はじめに

本稿の課題は、熊本県八代郡龍北村中網道部落における稻作大経営の展開構造の分析であり、それを通じて西南暖地における米作地帯の農業の展開過程を、特に大正期における技術的経営的変革を中心として明らかにしようとするものである。

日本農業において米の地位は、現在においても過去においてもきわめて大きかった。だから日本農業の発展を商

品生産の発展として考えるとき、まず第一に米作における商品生産を考えねばならない。にもかかわらず、商品作物という名称が示すように、商品生産の発展は養蚕、蔬菜、果樹等の発達として多く捉えられていた。それは何よりも米が自給度が高いこと、地主制の下での小作料としての地位によって農民的商品化<sup>Ⅱ</sup>商品化率が低かったという事実、又それにより経営における現金収入の比率が大きくなかったといった理由によるのであろう。事実、日本農業における零細経営において、米は主要な作物でありながら主要な商品ではなかった場合が多く、いわゆる近畿型的地帯において多く見られる。その地帯では米商品化よりも、むしろ副業的な商品生産が発展の中心だったのである。

一方においては米以外に商品を持たない水田米作地帯も存在していた。東北、北陸は勿論のこと、西日本においても多くの米どころが存在する。米の大きな移出県は米どころを持つ県であった。西日本において特に東北、北陸と比肩しうる米作地帯は北部九州である。福岡、佐賀、大分、熊本の四県は、その平坦部に大きな米作地帯をかかえ、なかんずく佐賀平野、筑後平野、玉名平野、熊本平野、八代平野とつらなる有海、八代海沿岸部は、四県産米の四割を生産する大米作地帯であった。これらの地帯においては若干の副業的商品生産はあったにしても、その主力は米の商品化であり、その発展こそが農業の発展に他ならなかった。そしてこの米作地帯は佐賀段階の名で有名な佐賀平坦部を代表とする東日本米作地帯とは異なる先進的な地帯であった。われわれの対象はその地帯の一つである八代平坦部なのである。九州米作農業の東北に比しての先進性は、第一図にみるような米生産のいち早い発展と、米と密接に関連した地主制Ⅱ小作地のいち早い減少によって示されているといえよう。

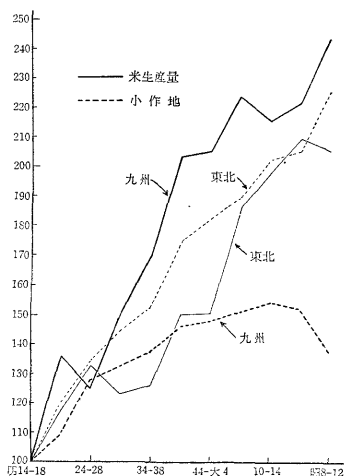
米商品生産を規制するものは米穀市場であった。九州米の市場は東京、阪神、北九州へと移動して行くが、この

間、一貫してその主役を演じたものは肥後米であった。銘柄の大量性と流通機構の整備、それ故にその市場性によって名高い肥後米の生産構造を、一構成分子としての八代米を通じて明らかにしようとしたのが、元來の本研究の課題であった。しかし後掲第7表にみるように肥後米の生産構造は多様であり、八代をもって代表することは出来ないのである。しかも、調査地の農業経営の特殊性が、そのような代表性を一層困難にしている。それ故に肥後米市場の展開過程を裏付ける形で、生産構造の分析は、副次的なものに止まることになる。中心的課題は、はじめに述べたように西日本の先進的米作地帯における米商品生産の発展と、それにもとづく米作経営の展開過程におかれる。

## 二、八代農業と地主制

### Ⅰ、農業構造とその問題

熊本県南部を東西に横断している八代郡は、鹿児島本線の東側を南北に走る国道を境として、東側は重疊たる山稲作大経営の展開構造



第1図 米生産量と小作地面積の推移  
(指数)

岳地帯をなして宮崎県境へと連なり、西側は坦々たる平野となつて八代海へとびている。面積としては東部山岳地帯は大きい、その地帯は五家荘で名高い奥地をも含めた林業地帯であり、耕地と農業の大部分は西部の平野に集中している。通常、八代平野といわれるこの平坦部は、北に下益城郡と境する砂川と、南に八代市を貫流する球磨川とにはさまれた水田地帯であり、その大部分は古さ、新しさの差こそあれ、干陸、干拓地である。しかし、より細かくみるなら、平坦部は二つの部分に分かれる。すなわち干拓平野と、その東側にあつて山岳地帯と接している山つきの部分がそれであり、これを中間地帯ということにしよう。だから八代郡は農業地域として三つに分かれることになる。平坦部、中間部、山間部がそれである。旧市町村別について、平坦部に属するものは、八代市、金剛、千丁、有佐、昭和、文政、鏡、和歌島の八市町村であり、中間部は高田、宮地、八千把、龍峯、吉野、野津、宮原の七町村、山間部は下松求麻、上松求麻、種山、河俣、下岳、柿迫列の六カ村である。

この三地帯は、第1表にみるようにはつきりした特色を持っている。平坦部の特色は水田率の圧倒的な高さとい戸当耕地面積の広さであり、中間部は水田率は七割前後が一級で平坦部より低く、一戸当耕地面積も五反一町で平坦部に劣っている。山間部は大部が水田率五割以下で一戸当耕地も五反未満が多く畑作零細経営の山村型を示している。平坦

第1表 農業地域の特徴(1)

|       |          | 郡市計 | 平坦部 | 中間部 | 山間部 |
|-------|----------|-----|-----|-----|-----|
| 市     | 数        | 21  | 8   | 7   | 6   |
| 町     |          |     |     |     |     |
| 村     |          |     |     |     |     |
| 水田率   | 90%以上    | 9   | 7   | 2   | —   |
|       | 70%~90%  | 2   | 1   | 1   | —   |
|       | 50%~70%  | 5   | —   | 4   | 1   |
|       | 50%以下    | 5   | —   | —   | 5   |
| 1戸当耕地 | 1町反以上    | 8   | 8   | —   | —   |
|       | 8反~1町反   | 4   | —   | 4   | —   |
|       | 5反~8反    | 5   | —   | 3   | —   |
|       | 5反未満     | 4   | —   | —   | 4   |
| 水反    | 2.2石以上   | 11  | 5   | 6   | —   |
|       | 2.0~2.2石 | 3   | 2   | 1   | —   |
| 稲収    | 1.8~2.0石 | 1   | 1   | —   | —   |
|       | 1.8石未満   | 6   | —   | —   | 6   |

備考：昭和25年センサスによる。反収は24~26年平均。熊本県『熊本県政資料』第2篇による。

部が水田大経営地帯といいうるなら、中間部は田が中心ではあるが畑もかなり多い中経営地帯であり、西日本に多くみられる平坦部型であるといえよう。そしてこの二類型に即して水稻反収も山間部でぐっと低く、中間部でもっとも高く、平坦部では中間部にやや劣っている。町村別の最高反収は典型的な中間地帯に属する宮原町の二・四一五石であり、平坦部での高い町村は、平坦部のなかでも中間部に近接した地区に多い。

第2表によって農地改革前の自小作別をみよう。ここにも三地域の顕著な差が表われている。第一に平坦部は小作が、山間部は自作がそれぞれ七割前後を占め、中間部は自作、小作共に五〇%に達せず、小作、小自作が大半を占めはするが、かなり分散していることがわかる。山間部が後進的な零細自作地帯であることは当然であるが、平坦部の小作率の高いことは注目される。佐賀、筑後に代表される九州の米作地帯が、むしろ自作農地帯として特色づけられているのに対し、八代平野は小作地帯として特色づけられている。同表によって経営耕地広狭別戸数をみてみよう。平坦部における平均規模の大きいことを指摘したが、それは平坦部における大経営の優位としてあらわれている。

第2表 農 業 地 域 の 特 徴 (3)

|       |            | 郡 市 計        | 平 坦 部        | 中 間 部        | 山 間 部        |
|-------|------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
|       |            | 戸 %          | 戸 %          | 戸 %          | 戸 %          |
| 農 家 数 |            | 9,030(100.0) | 4,401 (48.7) | 2,001 (22.2) | 2,628 (29.1) |
| {     | 自作         | 2,367(100.0) | 4.6 ( 8.3)   | 16.6 (13.7)  | 70.6 (78.0)  |
|       | 自小         | 989(100.0)   | 8.0 (34.6)   | 17.5 (34.6)  | 11.7 (30.8)  |
|       | 小小         | 1,398(100.0) | 18.5 (56.7)  | 22.1 (30.9)  | 6.7 (12.4)   |
|       | 小小         | 4,088(100.0) | 68.9 (72.0)  | 43.8 (20.9)  | 11.1 ( 7.1)  |
| {     | 3 ~ 3反     | 2,306(100.0) | 10.8         | 17.4         | 56.4         |
|       | 3 ~ 5反     | 1,364(100.0) | 11.0 (26.1)  | 14.1 (17.2)  | 22.8         |
|       | 5反 ~ 1町    | 1,792(100.0) | 18.5 (45.4)  | 25.3 (28.3)  | 17.9 (26.3)  |
|       | 1 ~ 1.5町   | 1,200(100.0) | 16.3         | 21.0         | 2.4          |
|       | 1.5 ~ 2.0町 | 1,052(100.0) | 18.0 (67.0)  | 12.4         | 0.5 ( 3.4)   |
|       | 2.0町 ~     | 1,316(100.0) | 25.4 (85.1)  | 9.7 (14.7)   | 0.1 ( 0.2)   |

備考：昭和21年『農家人口調査』による。熊本県『前掲書』による。

これに反し山間部では零細経営が圧倒的である。そして中間部においては中経営の高い比重が指摘出来よう。かくてわれわれは八代農業の三地域を、平坦部——水田作・小作大経営、中間部——田畑並作・小作的・中経営、山間部——畑作・自作零細経営、として特徴づけることが出来る。

われわれの課題は八代農業全体ではなく、平坦部の水田農業におかれている。以上の分類は一つは平坦部の相対的地位を明らかにすること、郡別農業統計の使用上の前提条件を明らかにするためであった。後者についていうならば、自小作別、耕作規模別郡統計が、その自小作間、階層間の相互の關係を平坦部に關して示していないことは明らかであろう。むしろ郡統計は、小作について、大経営について（二町以上層の八四％が平坦部）はそのまゝ平坦部のそれを代表しているのである。このことは戦前の統計についても、長期的な動向は別として、いろいろと思われる。さらに八代郡の水田の七五％が平坦部に集中していることに注目すれば、水田に關する統計が、そのまま平坦部の状況を表わしているといえよう。このような前提の下に、以下において八代郡統計を使用することにする。

八代平坦部農業のより立ち入った構造を、調査部落を含む平坦部の北端に位する和鹿島村についてみてみたい。第3表は昭和二十七年の同村の階層別統計である。二町以上層の優位性は既に指摘したが、この村についても一六・六％を示し、これは佐賀平坦部（佐賀郡市）の同年の八・八％と比らべて二倍近く、東北六県の二九年の二一・四％と比べても高い。三町以上層の比重は二・三％で、佐賀の〇・三

| 2 ～ 3 町 |         | 3 町 以上 |         |
|---------|---------|--------|---------|
| 戸       | %       | 戸      | %       |
| 76      | (14.3)  | 12     | (2.3)   |
| 71      |         | 12     |         |
| 5       |         | —      |         |
| 73      | (96)    | 12     | (100)   |
| 62      | (82)    | 11     | (92)    |
| 64      | (84)    | 12     | (100)   |
| —       | (—)     | —      | (—)     |
| 76      | (100.0) | 12     | (100.0) |
| —       | (—)     | —      | (—)     |
| 町       |         | 町      |         |
| 177.5   | (30.5)  | 42.6   | (7.3)   |
| 人       |         | 人      |         |
| 99      | (1.30)  | 21     | (1.75)  |
| 1,531   | (20.1)  | 553    | (46.1)  |

戸数、面積のカッコ内は総

%をはるかに抜き、東北の二・四%に匹敵する。つぎに、兼業率の低さがあげられるが、これは大経営の多いことの反面に他ならない。そして経営形態をみると五反未満層の自給経営は当然として、一割に満たない零細層、中規模層の工芸作物（蘭草）主幹の経営を別とすれば、六四%が稲作主幹の経営であり、ことに大経営は全部が稲作主幹の経営である。この稲作経営は馬を耕耘手段とし、一町以上層の大多数が馬を所有している。同時に目立つのは、原動機の普及であり、石油発動機、電動機の所有割合は東北、北九州農区と比較してはるかに高く、二町以上層の大部分は、この両者を所有している。この原動機所有は、水利と蘭草栽培に不可欠である点、佐賀、三潅両平野と類似している。しかしこの村の農業の特色は、これらのこと以上に常雇労働への依存なのである。一戸平均〇・四八人という数字は、東北農区の〇・〇九人、北九州農区の〇・一〇人と比較してきわだった高さであることがわかる。すなわち、二戸に一人の割なのである。ことに二町以上層は一戸平均一人半

稲作大経営の展開構造

第3表 経営耕地広狭別の諸指標（和鹿島村・昭27）

|                   |                                 | 總 計   |         | 5 反 未 満 |        | 5 反 ~ 1 町 |        | 1 ~ 2 町 |        |
|-------------------|---------------------------------|-------|---------|---------|--------|-----------|--------|---------|--------|
|                   |                                 | 戸     | %       | 戸       | %      | 戸         | %      | 戸       | %      |
| 總                 | 戸 数                             | 531   | (100.0) | 177     | (33.3) | 109       | (20.5) | 157     | (29.6) |
| 専                 | 業                               | 389   | (73)    | 79      |        | 93        |        | 134     |        |
| 兼                 | 業                               | 142   | (27)    | 98      |        | 16        |        | 23      |        |
| 馬 飼 養             | 戸 数                             | 236   | (44)    | 1       | (1)    | 14        | (13)   | 136     | (84)   |
| 石油発動機所有           | 戸数                              | 195   | (37)    | 1       | (1)    | 21        | (19)   | 100     | (64)   |
| 電 動 機 所 有         | 戸数                              | 180   | (34)    | 4       | (2)    | 21        | (19)   | 79      | (50)   |
| 経 営 形 式           | { 自 給 作 物<br>稻 工 芸 作 物<br>町 (人) | 144   | (27.1)  | 144     | (81.3) | —         | (—)    | —       | (—)    |
|                   |                                 | 339   | (63.9)  | 8       | (4.5)  | 101       | (92.7) | 142     | (90.4) |
|                   |                                 | 48    | (9.0)   | 25      | (14.1) | 8         | (7.3)  | 15      | (9.6)  |
| 耕 作 面 積           |                                 | 町 (人) | 町 (人)   | 町 (人)   | 町 (人)  | 町 (人)     | 町 (人)  | 町 (人)   |        |
|                   |                                 | 582.0 | (100.0) | 48.2    | (8.2)  | 79.2      | (13.6) | 234.4   | (40.3) |
| 雇 傭 常 雇 傭 時 常 雇 傭 | { 農 業 常 雇 傭<br>臨 時 雇 傭          | 人     | 人       | 人       | 人      | 人         | 人      | 人       | 人      |
|                   |                                 | 256   | (0.48)  | 12      | (0.07) | 19        | (0.17) | 105     | (0.67) |
|                   |                                 | 4,940 | (9.3)   | 406     | (2.3)  | 537       | (4.9)  | 1,913   | (12.2) |

備考：熊本県の調べによる。カッコ内は各階層戸数を100とした割合。階層別戸数、総面積を100とした各階層の割合。雇傭のカッコ内は1戸当人数である。

に近く、三町以上層のみでは二人に近い。東北、北九州では二町以上層でも〇・三七人程度にすぎないのである。常雇に比らべて臨時雇は少ない。一人一日一〇時間としても、一戸平均九三時間であり、東北の二五〇時間、北九州の一八四時間に比らべては半分以下にすぎない。この比較は他の階層にも一貫して通用するのであり、臨時雇への依存は少ない（東北、北九州の数字は昭和二十七年『農家経済調査』による）。

このような村の農業の特徴は、八代平坦部の水田農業にあてはまるであろう。それはしばしばくり返すが、村の耕作地の四割近くを占める二町以上層の大経営の強力な存在とその大経営の内容についてである。この稲作大経営は、年雇労働と馬耕、さらに原動機にみる機械装備の優秀性を誇っている。かかる年雇大経営の中核的存在こそが、八代平野の水田農業を特色づけるものであり、本稿の第一の問題でなければならぬ。つまり、この年雇大経営が過去においてどのような性格を持ち、どのような推移をもって現在にいたっているかということである。そしてそれは、現在の大経営の歴史的な性格を明らかにすることになるであろう（なおついでに述べるならば、二十七年以後、和鹿島村にも動力耕耘機が導入され、三二年に三七台に達し、馬がかなり減少している。しかし耕耘機は馬を駆逐しているが未だ年雇を駆逐するに至っていないようである）。

八代平坦部の年雇大稲作経営は、決して戦後の所産ではなかった。むしろそれは戦前の八代農業の遺産に他ならない。昭和二年の調査によれば、<sup>(1)</sup>四町以上の大経営が、和鹿島村、鏡町で一戸あげられているが、その大経営の成立期は明治、大正なのであり、明治中後期が大半を示している。この成立年代は、余りあてにならないのだが（もっと古い）、このような大経営は、この二町村のみならず、昭和村、文政村等に多くみられたのである。二〇町を超える大経営が、戦前の両村にかなりみられたといわれるのである。調査部落においても、後にみるように一〇

数町の経営が成立している。第4表をみてみよう。二町以上の大経営は大正二年以来減少の傾向にあるが、それでも昭和二年迄は一割方の減少に止まり、なお一、三〇〇戸を数えているのである。減少は主として二・三町層であり、五町以上層も減少しているが昭和一〇年になお五六戸を残し、大正末以来殆んど変化がみられない。さきにみた八代平坦部の大経営の優位的存在とは、このような戦前の、より以上の強力な存在の減少しつづめる遺産なのである。

戦前の八代農業に目をうつそう。昭和一〇年の農産物価額の構成をみると(第5表)、やはり米の高い比重が目立っている。六四%という数字は全国、県に比して一〇%内外の高位である。蔬菜・花と工芸作物も多少多いが、それは後に述べるように水田蔬菜と蘭草のためである。これに反し、蘭の一〇%以上の低さ、食用農産物の少なさが目立っている。つまり、現状でふれたように、戦前の八代農業も又水田作一辺倒の農業として特色づけられている

第4表 大経営の推移 (八代郡市)

|      | 2~3町 | 3~5町 | 5町~ | 計     |
|------|------|------|-----|-------|
|      | 戸    | 戸    | 戸   | 戸     |
| 大正 2 | 970  | 406  | 89  | 1,465 |
| 6    | 989  | 411  | 69  | 1,469 |
| 12   | 870  | 435  | 57  | 1,362 |
| 昭和 2 | 870  | 430  | 56  | 1,356 |
| 10   | 870  | 430  | 56  | 1,356 |
| 21   |      |      |     | 1,316 |
| 27   |      |      |     | 1,027 |

備考:『県統計書』による。

第5表 農産物価額の割合 (昭10)

|       | 八 代   | 熊本県   | 全 国   |
|-------|-------|-------|-------|
|       | %     | %     | %     |
| 米     | 64.4  | 52.5  | 56.5  |
| 麦     | 12.6  | 13.4  | 9.6   |
| 食用農産物 | 4.6   | 8.5   | 6.1   |
| 蔬菜・花  | 7.1   | 5.8   | 7.3   |
| 工芸農産物 | 4.4   | 2.0   | 3.6   |
| 果実    | 1.9   | 2.3   | 2.7   |
| 蚕     | —     | 1.4   | —     |
| 蘭     | 1.6   | 11.6  | 12.3  |
| 製茶    | 0.7   | 0.6   | 0.8   |
| 桑     | —     | 0.0   | 0.0   |
| 果樹    | —     | 0.0   | 0.0   |
| 緑肥    | 2.7   | 1.8   | 0.8   |
| 計     | 100.0 | 100.0 | 100.0 |

備考:『熊本県統計書』及び『農林省統計表』(第12次)による。

のである。第6表によると、昭和二年の八代の小作地率は五四%、田のみでは七二%に達している。県、全国に比較しての小作地率の高さは、水田においてとくにぬきんでている。そして又耕作地広狭別戸数では、二町以上層の比重が、県、全国と比らべて著しく高いことに注意したい。五町以上層こそ県全体と変りないが、熊本県では阿蘇が後進的な大経営地帯をなしているので、平坦部小作地の比重としては八代の高さはこの層についてもいえるのである。又全国でも北海道が加わっているため一・三%という高さになっているにすぎない。この大経営、水田が平坦部を代表していることは既に述べたが、それは全国的にも熊本県としてもきわ立った特色として八代平坦部水田農業を規定していたことがわかる。そしてそれは圧倒的な水田小作地の上に、小作農経営として成立していたのである。

## Ⅱ、肥後米における八代

Iにおける分析からわかるように、現在においても、過去においても、八代平坦部農業の問題は、常に水田であり米であった。そして又熊本県農業全体が、肥後米として名高い米産地であったのである。本稿の課題は、八代平

第6表 経営耕地広狭別戸数と自小作地の割合(昭和2)

|     |      | 八 代              | 熊本県              | 全 国              |
|-----|------|------------------|------------------|------------------|
|     |      | %                | %                | %                |
| 耕 地 | 自作地  | 田畑計              | 46.6             | 48.9             |
|     |      | 79.6<br>(45.7)   | 56.0<br>(51.8)   | 59.3<br>(53.9)   |
|     | 小作地  | 田畑計              | 53.4             | 51.1             |
|     |      | 20.4<br>(54.3)   | 44.0<br>(48.2)   | 40.7<br>(46.1)   |
|     | 合 計  | 田畑計              | 100.0            | 100.0            |
|     |      | 100.0<br>(100.0) | 100.0<br>(100.0) | 100.0<br>(100.0) |
| 農 家 | 5反未満 | 5反未満             | 29.6             | 34.7             |
|     |      | 5反1町             | 31.0             | 34.2             |
|     |      | 1～2町             | 24.2             | 21.6             |
|     |      | 2～3町             | 9.7              | 5.8              |
|     |      | 3～5町             | 4.8              | 2.4              |
|     |      | 5町以上             | 0.6              | 1.3              |

備考：『県統計書』及び『農林省統計表』による。

垣部の米作大経営の分析を通じて、肥後米の生産構造の一部面を明らかにしようとするまでもあった。それ故にここでわれわれは肥後米全体の姿とそこでの八代米の地位を概観しておきたいと思う。

第7表にみると肥後米生産量に占める八代の比重は、明治二〇年頃から一貫して九〇—一〇%前後であり、ほぼ玉名郡とならぶ米産郡をなしている。八%以上になる米産郡を拾ってみると、飽託、玉名、鹿本、菊池、阿蘇、上益城、下益城、八代、球磨の九郡であり、熊本一二郡の四分の三になり、肥後米生産地が全県的に拡がっていることがわかる。しかし肥後

米が名高いのは中央市場への移出によるのであり、昭和六年に五一万石を数える移出米によってであるから、移出の比重でみると、上益城が落ち、八郡となるが、玉名、飽託、八代、阿蘇がとくに目立った移出量を示している。玉名平野、熊本平野、八代平野、阿蘇盆地といった米どころなのである。年代別の変化をみると、玉名、鹿本、菊

第7表 郡別米生産比重の推移及び移出米の比重

|      | 明17~21    | 31~35       | 41~45       | 大 7~11      | 昭 10.12     | 移出米<br>(昭 6) |
|------|-----------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------------|
| 県 計  | 千石<br>818 | 千石<br>1,025 | 千石<br>1,289 | 千石<br>1,460 | 千石<br>1,640 | 千石<br>508    |
|      | %         | %           | %           | %           | %           | %            |
| 玉 名  | 13.4      | 15.6        | 13.8        | 13.8        | 12.8        | 17.1         |
| 鹿 本  | 8.8       | 8.7         | 8.2         | 8.4         | 7.3         | 9.5          |
| 菊 池  | 7.5       | 8.4         | 8.8         | 9.2         | 7.8         | 8.1          |
| 城北米計 | 29.7      | 32.7        | 30.8        | 31.4        | 27.9        | 34.7         |
| 飽 託  | 9.2       | 8.9         | 9.6         | 10.0        | 9.9         | 12.6         |
| 宇 土  | 3.2       | 3.3         | 3.5         | 3.6         | 3.4         | 4.3          |
| 上 益  | 10.8      | 9.3         | 9.4         | 10.1        | 9.6         | 4.1          |
| 下 益  | 9.5       | 8.7         | 8.8         | 8.8         | 8.6         | 8.0          |
| 八 代  | 10.8      | 9.8         | 10.9        | 9.2         | 11.5        | 12.1         |
| 城南米計 | 43.5      | 40.0        | 42.2        | 41.7        | 43.0        | 41.1         |
| 阿 蘇  | 7.7       | 8.9         | 9.2         | 9.5         | 10.0        | 11.7         |
| 球 磨  | 9.0       | 8.6         | 8.0         | 8.8         | 9.7         | 9.1          |
| 芦 北  | 3.5       | 2.6         | 3.3         | 3.3         | 3.1         | 2.8          |
| 天 草  | 6.7       | 7.1         | 6.0         | 5.5         | 6.5         | 0.6          |

備考：水稻梗米をとる。各年度『県統計書』による計算。移出米は農務局『地方産米に関する調査』（昭 8）567~8頁による。

池のいわゆる城北米は、玉名に代表されるように、明治中期に最高の比重を示し、以後漸減の過程をたどるが、八代、飽託に代表される城南米は、明治二〇年頃の四三・五%が、中期には四〇%にまで落ち、以後は漸増をつづけて昭和一〇年頃には四三%にまで回復していることがわかる。つまり城北米が明治中期以降、肥後米での地位を低下させていったのに対し、城南米はその地位を高めていったのである。その城南米を代表するものが八代であった(球磨、芦北、天草、——一時は阿蘇も——も城南米という統一銘柄に昭和以後は含まれるが、その品質は差があり、産地事情の等しい平坦部のみをとった。なお表の区分は大正一一年の銘柄区分を基礎とした。阿蘇の一貫した上昇、球磨の明治末を境とする上昇傾向が注目されるが、ここでは余り問題ではない)。

八代米作農業の特異性は、その米作專業的傾向に求められる。しかし八代のこのような米專業性Ⅱ米商品生産への集中性、は必しもその土地生産力の高さを意味しない。昭和一〇年の数字で見ると、その米反収は県平均にほぼ等しいのであり、他の米どころ(飽託、玉名、下益城)よりかなり劣り球磨と同列であった。このことは第一に土地条件と水利によるものである。八代平坦部は同じ干拓地でありながら、筑後、佐賀などの有明沿岸干拓地とことなり、砂土地帯が大部分であり、一部に植土地帯もあるが、がいして秋落現象のいちじるしい不良土壌からなるのである。中間部の平坦部に比らべて反収の高いのは第一にその土壌の差であるといつてよい。平坦部でも中間部より<sup>(2)</sup>の地帯は、沿岸砂土地帯とは区別されるやや良質の土壌であるが、その地帯に属する調査地、和鹿島村中綱道は、「土壌は良好であるが、この地域は大きな窪地をなしていて、水路の底が高くしかも海底が泥土の沈澱により田面より高くなっている上に海への排水樋門小さく多雨時特に小潮時には屢々冠水し、毎年のように水害を被る。又白葉枯病の常発地である。」<sup>(3)</sup>このような排水不良による水害は、干拓地一般の特性であり、八代平坦部稲作につきま

とうのものであった。水害は最近において一層ひどくなったといわれる。

土壌、水害、更に戦前の螟虫害を代表とする病虫害が、八代の稲作反収を低い水準に落しているとはいっても、八代平坦部の場合、その土地生産力の低位は直ちに生産力そのものの低さを意味しなかった。大経営による労働粗放的な経営方式は、低い土地生産力にもかかわらず高い労働生産力を生み出していたと考えられるからである。土地条件の劣悪さが、生活維持のために他の有明沿岸地帯よりも大きな面積を必要としたとしても、それが大経営の必然性であったとしても、農業技術の進歩と干拓地の熟田化に伴い、土地生産力自体も上昇をつづける。その場合かつての生活のための必然であった労働粗放の大経営は、むしろ余剰を生み出すものとしての条件に転化して行くのである。現在の八代農業、その大経営は、そのような恩恵を多分に受けているように思われるのである。干拓地の低位土地生産力の必要から生み出された労働粗放の大経営が、土地生産力の上昇に伴って、不利な土地条件を歴史的経済的に有利な条件へと転化して、経営的蓄積と余剰をどのように拡大していったかが、又本稿の以下の課題となるであろう。それは又後の問題として、ここで肥後米の流通過程に若干ふれておきたいと思う。

肥後米の名声は幕藩時代に高かったが、それは藩の収納検査の厳格さとそれに伴う倉庫制度の発達によるものであった。明治になって藩の年貢米検査がなくなり、品質、調整、俵装は低下し、多収耐虫主義に陥ったが、そのため市場における肥後米の声価は下落し、明治二八、九年頃には大阪米穀取引所の合格米になるものがなくなる程であり、筑後米の低位につく有様となった。この肥後米の声価を回復しようとして、明治二九年三月農業諮問会を開き、産米改良を諮問したが、三〇年に勸業諮問会において更に更なる方策がねられ、三一年に肥後米輸出同業組合として結実するのである。この組合による輸出米検査が産米改良の手段であった。検査はまず俵装、容量の統一を目指し

たが、これによって八代の三斗五升俵も四斗俵に統一されるのである。更に同業組合は、山形の山居倉庫にならって、三十七年から米券倉庫の経営に乗り出す。この米券倉庫は、四一年の肥後米券倉庫株式会社（中央倉庫）の設立によって全県下を統一した米券倉庫として完成するのである。この米券倉庫の基礎となったものは旧藩時代の細川家の倉庫であった。そして四一年の県営の輸出米検査、生産検査の実施を加えて、肥後米の流通過程は全国屈指の整備をみることになるのである。<sup>(4)</sup>

このような産米改良、流通機構の整備の中心は、商人と地主層であった。事業による利益は何よりも両者に帰属したからである。しかし組合の設立役員が、主として商人だったのに比し、米券社の歴代役員は大地主層を主としていた（第8表参照）。全県下各地の米券倉庫の設立と運営とは、各町村の有力者であり利用者である地主層の力をまたねばならなかったからである。だから米券社の役員のみならず各地の倉庫長は多くは地主であった。大正一二年当時、八代の六倉庫のうち四つまでは大地主（五〇町以上）を倉庫長としていたし、のこりの二つも恐らく地主であったと思われる。

米券社の発祥の地は八代の鏡町であった。三十七年、米券倉庫のテスト・ケースとして鏡米券倉庫が、細川家所有の倉庫一つと、同町地主のS家所有の倉庫一つをもとにして、同町地主達の努力によって成立するのである。其後鏡倉庫は五つに拡大され、同郡和鹿島、鏡、文政の各町村の産米を収納した。又郡内の有佐、

第8表 肥後米輸出同業組合役員及び  
米券社理事職業別

|      | 米問屋 | 地主 | 役人 | 金融業  | 其他 | 不明 | 計  |
|------|-----|----|----|------|----|----|----|
| 同業組合 | 5   | 2  | —  | (1)  | 1  | 1  | 9  |
| 米券社  | 1   | 16 | 2  | 1    | 1  | 7  | 28 |
| 計    | 6   | 18 | 2  | 1(1) | 2  | 8  | 37 |

備考：氏名は『肥後米券社史』により、その職業は旧米商米谷次郎氏（旧倉庫組合総代）よりの聴取により分類。金融業のカッコは地主と兼ねる。

八代、球磨川駅、古閑入江、千丁の各地に倉庫が生れ、八代米の流通の拠点となすことになる。米穀検査も取引もこの倉庫において、米券発行と米券取引として行なわれたのである。八代が米券倉庫の先頭を切った事情は、何よりもその大地主制の強力な存在であり、大地主個人の所有する倉庫とその信用力による所が大きかった。当初において鏡倉庫のみの米券が市場取引に大した信用力を持ち得なかった時、その倉庫役員の大土地所有が信用の強力な裏付となったのである。各地の米券倉庫は、合資会社、合名会社、匿名組合の形式をとったが、無限責任社員でない場合にも、担保業務は其の担当者の無限責任としたりすることにより、役員地主の私的担保能力に依存していたのである。肥後米の名を高からしめた米券倉庫の口火を切った八代の地主層の性格を、すなわち、地主制の姿を次にみることにしよう。

### Ⅲ、地主制の特質

八代平坦部における地主的土地所有の普通性は、水田小作地率七二％の数字に示されているが、その特質は大地主制であった。第9表をみてみよう。これでは大した特徴はつかめないが、それでも五〇町以上の土地所有者が〇・一％であって内地、九州をこえ、東北、熊本県と等しいのである。熊本県自体が阿蘇、天草などの特殊な地域を含んでいるが、同年で八二戸の五〇町以上地主を持ち、九州全体の四分の一を占める大

第9表 耕地所有規模別戸数割合の比較（昭2）

|        | 内地計   | 東 北   | 九 州   | 熊本県   | 八 代   |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
|        | %     | %     | %     | %     | %     |
| ～ 5反   | 50.5  | 41.7  | 47.9  | 44.1  | 37.9  |
| 5反～1町  | 25.0  | 23.8  | 27.7  | 28.3  | 29.3  |
| 1～ 3町  | 18.1  | 23.7  | 17.9  | 19.2  | 23.2  |
| 3～ 5町  | 4.1   | 6.8   | 4.2   | 5.2   | 7.4   |
| 5～10町  | 1.7   | 2.8   | 1.7   | 2.3   | 1.7   |
| 10～50町 | 0.6   | 1.1   | 0.5   | 0.8   | 0.5   |
| 50町～   | 0.0   | 0.1   | 0.0   | 0.1   | 0.1   |
| 総 数    | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |

備考：内地、東北、九州は『日本農業基礎統計』98～9頁による。熊本、八代は『県統計書』により計算。

地主界なのである。第二に、同表からうかがえる特徴は、零細所有の少なさであり、これに反し、一〜五町の小土地所有の多さであるが、この層の存在の意味はあまり明らかでない。しかし八代農業が地域的に、三つの部分にわかれ、山間部に自作、中間部に自作、平坦部に小作が集中している事実から推測されるように、零細、小土地所有は山間、中間部に多かったといえよう。そして平坦部にこそその大土地所有が集中していたのである。だから統計が示す以上に、われわれの対象とする平坦部に大土地所有の密度が濃かったのである。

平坦部における大土地所有は、干拓地の特性であった。加藤清正の時代以後明治までに八代で四九カ所の新地が開かれていたが、明治以後でも岡本新地（金剛）、郡築新地、明治新田（金剛、日奈久）、昭和村の干拓が行なわれていたのである。<sup>(6)</sup>これらの干拓地は明治以後の郡営、県営干拓の場合は勿論、それ以前の場合でも築造主の所有地となったのであり、その干拓主が必然的に大地主となる。ところで明治以前、細川藩時代の干拓とその所有権の帰属は、熊本の場合、かなり特異な形態をとった。商業資本の未発達のためもあり、肥後藩のとった干拓政策は、藩自体と細川家関係者及び三家老にのみ干拓権をあたえることであつた。この他に郷村の手による干拓がある。この干拓は、その主体によって官築新地（藩営）、御内家開（藩主の内幣金によるもの）、士族開（細川一門と三家老、と郷備開に分けられるが、その中心は士族開であつた。<sup>(7)</sup>八代については、藩営と、二の丸新地といわれる細川一門の干拓地と、八代の城主であつた松井家（三家老の一人）の干拓が多かつたようである。干拓の資金がこのような主体によつたとしても、その労働力と零細な資力は地元農民の負担となつた。そしてその代償として干拓新地の耕地を分けられた。この干拓地は全く公租がなく、徳米として一定額が農民から干拓主へ納められた。干拓主は事実上地主となつたわけである。<sup>(8)</sup>そして農民はその干拓造成当時の助力によつて永小作権を持つことになる。

干拓地主——永小作の關係は、一応地主小作關係には違ひなかったが、地主が封建領主、士族である場合、事実上の領主と本百姓の關係でもあった。永小作權は事実上の保有權だったのであり、藩に對する公租が免ぜられたにしても、徳米は事実上農民にとつて貢租と變りなかつた。入植當時において、商業資本や家臣団の介入（「銀主」としての）が多少あったとしても、他の藩の干拓地のように、当初から中間搾取者としての寄生地主は優勢ではなく、主として入植後に、農民層の分解が、永小作權の売買を通じて進行するのである。そして永小作權の集中者は、永小作人という身分でありながら、事実上の寄生地主として、その永小作地を又小作に出すことになる。干拓主（領主）——永小作人（地主）——又小作（耕作者）という關係が成立するのである。この土地關係の複雑さが、地租改正と以後における干拓領主と、永小作人との間の土地所有權の帰屬をめぐる長い紛争を生み出した。明治一八年の「尾崎儀官出張之節取調書類」(二)によると、八代郡の干拓地では地主＝築造主は永小作との小作証書により二〇～二五%の小作料をうけているといわれている。三者の生産物の分配を第10表として示しておこう。中田でみれば半分が耕作者（又小作）に残り、小作料は五割であり、そのうち六割が永小作人に、四割が地主に入るのである。

地租改正による土地私有權の確立、所有者の一本化は、この場合のように、領主的土地所有ではなく一応領主の私有地と認められていた干拓地において、しかも強い永小作權が又事実上の所有權として二重に存在する時簡単に割り切れない問題を残したのである。松井家の干拓地（松高村）について若干の経過を述べておこう。地租に關しては干拓地の資本償還の意味で、旧公租免除の特典が認められて免除期間

第10表 生産物の分配割合  
(八代, 明18)

|    | 地主 | 永小作 | 小作 | 計   |
|----|----|-----|----|-----|
| 上田 | 25 | 35  | 40 | 100 |
| 中田 | 20 | 30  | 50 | 100 |
| 下田 | 15 | 25  | 60 | 100 |

備考：『県庁文書』による（本文参照）。

は結局の所、大正一二年まで延長されるのであるが、その間、明治三二年迄は所有権は事実上の共有の形をとり、前述の割合での徳米収納権の分割が行なわれるが、これは永小作人（地主）が一応全部を受け取り、それから干拓地主へその四割を渡すという形式であり、旧藩政時代と変りなかった。明治三二年に所有権の確定問題がおこり、図面上の一筆を分割する形をとるが、その時旧領主側からその分割比を逆転する要求がおこり、永小作人との間に激しい紛争を引き起す。これは結局旧領主側の敗北に終わったようであるが、分割比率が決まり、法律上の所有権の分割が確定しても、実際の徳米徴収の仕方は変らなかったのであり、永小作人は結局元請人としての地位を持ちつづけ、大地主の管理人 $\parallel$ 帳元的存在となる。大正一二年地租免除期間が切れた時はじめて、耕地整理の実行と平行して所有地の分割確定が交換分合として行なわれ、二重所有的性格が解消する。

このような場合、二種類の地主が存在することに注意したい。即ち旧領主型地主と永小作人型の地主である。前者が干拓地の造成と同時に大土地所有を形成したとするならば、後者はそれ以後において、ことに明治以降にその土地所有を成長させるのである。そして後者は明治初年において手作地主 $\parallel$ 豪農であつたと思われる。たとえば松井家と争つた当の相手であるH家は、一五、六人を雇い、一〇町前後の手作を行なう「豪農」であり、明治末に寄生化し大正一二年の地主調査では六六町の大寄生地主となっている。又同じ立場のS家（手作地主型ではなさうだが）は二二七町であつた。そして松井家の大正一二年の土地所有は三五二町であつた。この両者が所有面積においてもかなりの差があることがわかる。そして松井家が八代一四カ町村に土地を持つのに比らべてH家は七カ町村にすぎない。

このような巨大地主と手作型地主の差は、松井家の干拓地における特殊な例以外にも存在したのである。第11表

をみよう。一五〇町以上の巨大地主と一五〇町以下を比較すると、定の傾向がみられる。即ち巨大地主の場合土地所有は多くの町村に分布し（五カ町村以下の一つは郡營干拓の公共組合所有であり一カ町村であつて特例であり、職業別では除いた）、一五〇町以下では分布町村が少ない。そして職業においても巨大地主には銀行業があるのに比し、一五〇町以下では金貸と農業に限られている。松井家の例（これは金貸となつてゐる）は別として、巨大地主の他の型は、U家（八代市、三〇二町）、I家（宮原町、二五〇町）のような地方銀行を営む町方商人出身の地主であつた。そして一五〇町以下の地主には、永小作人型と類似した手作地主型が多かつたのである。たとえば調査部落のY家（七三町）、和鹿島村のN家（一一〇町）である。N家は藩制時代の庄屋であり、明治二五年頃に雇傭人三人を持つ一・五町の手作経営を営む手作地主であり（それ以前はもっと多かつたと思われる）、以後高利貸的機能を通じて明治年間に土地を集中して寄生化するのである。第12表に同家の土地集積の過程を示そう。明治一四年以降大正末までの一貫した土地買入がわかる。その集計は一四〇町に近く、大正一二年の調査を三〇町越えているのであり、売却があ

第12表 N家耕地買入年次別面積

|        | 田     | 畑   | 計     |
|--------|-------|-----|-------|
| 明14~20 | 131   | 29  | 160   |
| 21~25  | 68    | 5   | 73    |
| 26~30  | 95    | 10  | 106   |
| 31~35  | 141   | 65  | 206   |
| 36~40  | 202   | 54  | 256   |
| 41~45  | 83    | 80  | 163   |
| 大 2~6  | 214   | 33  | 247   |
| 7~11   | 88    | 5   | 93    |
| 12~15  | 70    | 3   | 74    |
| 合 計    | 1,092 | 286 | 1,378 |

備考：『同家土地台帳』より集計。

第11表 50町以上地主の分類  
(八代、大12)

|        |    | 150町以上 | 100~150町 | 50~100町 | 計  |
|--------|----|--------|----------|---------|----|
| 地主     | 地  | 6      | 4        | 7       | 17 |
|        | 主  | 4      | 1        | —       | 5  |
|        | 数  | —      | 1        | 1       | 2  |
|        |    | 1      | 2        | 5       | 7  |
| 在町村土地所 |    | 1      | —        | 1       | 2  |
|        |    | 2      | —        | —       | 2  |
|        |    | 1      | 1        | 4       | 6  |
|        |    | 2      | 3        | 2       | 7  |
| 職業別    | 銀金 | —      | —        | 1       | 1  |
|        | 農無 | —      | —        | —       | —  |

備考：農務局『50町以上の大地主』（『日本農業発達史』第7巻所収）による。

ったものと考えられるが、とにかく、同家の土地の殆んど全部が明治一四年以降に集められたものであることを物語る。一方町方商人地主、旧領主型地主の土地所有はすでに幕末に形成されたいようである（藩主、郷備開においては土地所有関係は、非干拓地と変りなかった。そのような干拓地、又旧い干拓地には一般にみられる商人型地主が形成されたのである。又商人は銀主として士族開にも関係し、土地を取得したこともあったと思われる）。松井家の場合は勿論のこと、鏡町の某家の質地証文は、質入年代が文化、文政を中心として明和から文久にわたっていることを示している。<sup>(10)</sup>

巨大地主と手作型地主の差は、形成年代、所有規模、集積基盤、小作地分散度の差ばかりではなかった。前者が不在地主（町方地主）であり、後者が在村地主（村方地主）であることに重要な差があったのである。その差は土地管理形態の差となってくる。前者が不在と広大な分散小作地管理、その共同体よりの遊離のために、各共同体内部に旧藩時代の庄屋にあたる帳元をおき、それを介して小作料徴収と土地管理を行なっていたのに対し、後者はその在村性より共同体の支配、小作地の集中のために帳元制度を必要としなかった。むしろ彼等自身が、巨大地主の番頭や帳元として、その共同体支配力を利用される地位にあったのである。

在村型地主が寄生化する以前にあって、土地所有が少なく手作経営を営んでいた当時、巨大地主の帳元が彼等であり、それが又土地集積の足がかりであったと思わせる事例もないわけではないが（日家等）、大地主化し寄生化した以後においては、彼等とはもはやその多くは独立した大地主であり、帳元はより下の層によって担われていた。五〇町以上地主調査にあらわれないような中小地主も多かったのである。昭和二年は一〇、五〇町の土地所有者は三五人を数えているし、五、一〇町所有者は一一七人を数えている。帳元の多くはこの両階層の地主であった。そしてそれ以上の在村地主が関係する場合は帳元の上に立つ番頭となっていたようである。帳元は大体旧村（大字）の

単位であつたようであるが、その上に数カ町村を管理する番頭があり、松井家では帳元の下には小部落単位を管理する取立人が存在した。この取立人は手作地主であることもあつたろうが、むしろ大経営の小作、自小作農であつた場合が多いようである。しかし土地管理の中核は帳元であつたし、地主によっては帳元だけしか持たないものもあつた。又番頭が必ずしも在村地主とは限らなかつた。

帳元の持つ権限はかなり大きかつた。帳元は小作料徴収のたんなる取次代理人であるよりも、むしろ小作料の請負人だつたのである。帳元がその小作地を一括して借り受け、それを又小作に出すといつた形態だつたのである。だから土地の交換分合、又小作等は帳元の了解だけで事実上可能であつた。小作農民は地主のところに行く必要はどんな場合にもなかつたし、「顔も知らなかつた」といわれる。地主の側にとつても実際の耕作者が誰であるかを知らないことが多かつた。松井家は例の大正一二年の耕地整理と所有権の分割確定に伴い、この方式をあらためて耕作者を直接に把握しようと試みたが失敗し、昭和一〇年代にもなお二割の又小作があつたといわれる。帳元は地主より一定の手当を受けていたが、その他にこの権限のために何等かのうまみのあつたことは確かである。たとえば不作の際の減免交渉を行なうのはこの帳元だつたのであり、その間における中間搾取の可能性が存在していた。又逆に未納小作料を自己で負担しなければならなくなる可能性もあつたのである。

このような土地をめぐる関係は、既述した藩制時代―明治初期の地主―永小作―又小作の関係の再編を思わせるものがある。ただ永小作人の代りに自らも多少の地主である帳元が、私的土地所有の明確化された上で三者の媒介をしていたのであつた。そして松井家のような旧領主地主の場合には、この形態は一層封建的土地所有の構成に類似していた。松井家の番頭（大庄屋）手永にあたる、帳元は多くは旧家臣（郷士）であり、旧庄屋であつたからであ

る。要するに町方(旧領主)不在大地主を頂点とし、これとは別の系列にあたる村方在地地主をその下に持ち、更に下に在村の手作型中小地主、自作地主を持つところの八代地主制の形態は、旧領主型地主を持つという千拓地地主制に附随した特徴を別としても、封建的土地所有の序列を再編しているようにみえるのである。しかしこの序列は逆に不在大地主と農民との関係の疎遠化をも物語っていた。不在大地主制にありがちな、相互に「顔も知らない」といった没人格性、土地所有の地代徴収権化を、八代地主制の特質としてここに指摘しておかなくてはならない。

注(1) 全国農業会『大農経営に関する調査』参照。

(2) 熊本県『熊本県八代平野の水田土壌調査報告書』参照。

(3) 熊本県『熊本県八代平野における農業生産力増加に関する中間報告書』五頁。

(4) 『肥後米谷社史』参照。

(5) 右同、四六、一三五～六頁。

(6) 渋谷敏実『熊本県千拓年表』(『熊本年鑑』第七卷)。

(7) 山田竜雄『有明大千拓地区経済調査報告書』第一輯、二四頁。

(8) 喜多村俊夫『肥後藩千拓新田の特異性』(『熊本史学』三号、四頁)。

(9) 熊本県立図書館蔵『県庁文書』所収。

(10) 『和歌島村郷土史』八六～七頁。

### 三、大経営の成立と展開

#### 1、大経営の形成とその性格

二でみたような小作農の稲作大経営が、具体的にどのようなように、地主制の下で、八代平坦部において形成され、展

開して来たかがこの課題である。調査地と鹿島村中網道部落の農民層、その経営面積の変化を第13表に示そう。大正六年の農家のうち一町以下は二戸にすぎない。一〜二町も三戸であり、経営の大部分は二〜六町に集中している。大正から昭和初めにかけて、この経営階層は、二〜四町層、四〜六町層のそれぞれの上昇によって、もっぱら経営階層の上昇に終始し、昭和四年には六町以上の大経営が全体の四分の一に達し、最高の経営は九町五反であった。この経営の拡大は、分解としてではなく一方的な拡大であったから、部落の耕地面積の拡大を物語っている。第14表にみるように、耕地面積は大正年間に八七町から一二一町に約五割方の増加を示している。そしてその増加は田に集中しており自作地、小作地の両方の増加であった。しかしその小作地率は自作地の増加によってややへっているにせよなお七、八〇%台で、水田率も圧倒的に高く九五%近くを占め、水田・

第13表 経営耕地広狭別戸数の変遷（中網道）

|         | ～1町 | 1～2町 | 2～6町 | 4～6町 | 6町～ | 計  |
|---------|-----|------|------|------|-----|----|
|         | 戸   | 戸    | 戸    | 戸    | 戸   | 戸  |
| 大 正 1 年 | 2   | 3    | 15   | 8    | —   | 28 |
| " 4 "   | 1   | 3    | 11   | 7    | 6   | 28 |
| " 9 "   | 3   | 0    | 12   | 8    | 4   | 27 |
| " 12 "  | 4   | 1    | 9    | 9    | 6   | 29 |
| 昭 和 4 年 | 2   | 2    | 8    | 10   | 7   | 29 |
| 16      | 5   | 4    | 6    | 6    | 6   | 27 |
| 33      | 26  | 14   | 12   | 2    | —   | 54 |

備考：戦前は『小組合資料』、戦後は『耕作台帳』による。

第14表 耕作面積の変遷（中網道）

|       | 大 1 | 2    | 4     | 10    | 12    | 昭 11  | 18   |
|-------|-----|------|-------|-------|-------|-------|------|
|       | 町   | 町    | 町     | 町     | 町     | 町     | 町    |
| 田     | 自作地 | 15.5 | 19.8  | 17.8  | 35.1  | 35.6  | 23.6 |
|       | 小作地 | 65.9 | 85.7  | 89.5  | 77.0  | 78.5  | 46.4 |
|       | 計   | 81.4 | 105.5 | 107.3 | 112.1 | 114.1 | 70.0 |
| 畑     | 自作地 | 1.4  | 0.4   | 0.5   | 3.6   | 2.9   | 0.9  |
|       | 小作地 | 4.3  | 4.6   | 4.2   | 4.2   | 3.9   | 1.5  |
|       | 計   | 5.7  | 5.1   | 4.7   | 7.8   | 6.8   | 2.4  |
| 計     | 自作地 | 16.9 | 20.2  | 18.3  | 38.7  | 38.5  | 24.5 |
|       | 小作地 | 70.2 | 90.3  | 93.7  | 81.2  | 82.4  | 47.9 |
|       | 計   | 87.1 | 110.6 | 112.0 | 119.8 | 120.8 | 72.4 |
| 1 戸当り | 耕地  | 3.1  | 3.7   | 4.0   | 4.0   | 4.2   | 3.1  |

備考：『小組合資料』による。

小作大経営が形成されているのである。

このような大経営（六町以上、一〇町といったようなものもある）の形成が大正以降の所産であったとしても、そもその出発点たる大正元年における経営自体が既に大きく、五町以上の経営が五戸を数えていたことからわかる。中網道の耕地の大部分が、干拓地とはいいいながら、有明沿岸とは違って相対的に劣等性の土壌であった。この低い土地生産力が、生活のために他とくらべて一層の広い面積を必要としたであろうと想像される。

しかし部落での聴取によれば、網道新地の造成された嘉永五年当初においての入植者は、一般には一・一・五町程度の耕地が与えられたといわれ、最初からこのような大経営が成立していたのではなかった。大経営は明治一〇年代後半、二〇年代にかけて特定の事情の下に成立したように思われる。明治期の資料がないために数軒の聴取をもとに第15表をつくってみよう。経営の拡大は大正期に目立つことは前述のとおりだが、明治三〇年には既にかんりの規模——ほぼ大正元年の規模——が出来上がっていることがわかる。たとえばN家の場合、当主の父が西南戦役の後に分家し、肥料（石灰）の採取を行なっていたが、病死の後、母一人で三反の小作をやっていた。当主が一六才（明二八）の時に四千円（？）の借金を数人の在村手作地主からして、馬一頭、年雇四人をやとう小作地五町五反の経営をはじめたのである。既に三〇年頃には五町経営は普通だったといわれるのである。

明治中期に大経営の一般化をもたらした事情とは何であつたらうか。それは

第15表 4 農家の経営の変遷（中網道）

|                | 入植時     | 明30 | 大 1 | 10  | 昭 4  | 16   |
|----------------|---------|-----|-----|-----|------|------|
|                | 町       | 町   | 町   | 町   | 町    | 町    |
| S              | 1.0     | 4.0 | 5.2 | 7.8 | 6.1  | 7.0  |
| N <sub>2</sub> | (1.5)   | 5.5 | 5.3 | 7.7 | 7.3  | 7.5  |
| K              | (1.0)   | 3.5 | 5.2 | 8.2 | 10.1 | 10.9 |
| Y              | 3.0~4.0 | ?   | 5.5 | 7.6 | 7.3  | 4.3  |

備考：入植時、明30は聴取による（K家の30年は同家資料）。他は『小組合資料』による。  
N家のカッコは本家の入植時、同家は分家。  
K家のカッコは明15年の分家当時。

しかし部落での聴取によれば、網道新地の造成された嘉永五年当初においての入植者は、一般には一・一・五町

明治一〇年代後半——二〇年代にかけて全国的にもみられる農民層の分解であった。「分解」というよりはむしろ農民の土地喪失と離村であった。地主的土地所有の拡大と見合う自作農の没落なのである。網道新地は藩の計画によるものだったから、地租改正後は、大部分の農民は自作農となったと思われるが、第14表にみるように大正元年には八〇%が小作地化し、農民の大部分は小自作、小作へと転落しているのである。この小作化こそが明治年間の「分解」の基本過程であった。八代郡の水田小作地率、自作小作率の推移を第16表に示そう。二〇年代後半から三〇年代にかけての三〇%近くの小作地率の上昇が示されている。この小作地率の上昇は必しも自作地減、小作地増を意味したのではなく、干拓地造成が自作地減以上に小作地増をもたらしていることも忘れてはならない。しかし自小作別農家戸数の変化において小作率、自作小作率のかなりの増加が、自作率の減少と共に進行し、しかも総戸数が減少していることが物語るように、自作農の没落とその脱農化、小作化が進行していたのである。大経営の形成にとつての条件はこの自作農没落＝脱農化であり、そのために一戸当耕地は明治一七年～二五年の間に七・七反から一町一反に三反近く増大しているし、明治、大正にかけて増加を続け昭和二年には一町三反に達しているのである。中網道において明治一〇、二〇年代には、田が余って「酒をつけて買ってもらった」時期が

第16表 水田小作地率、自作小作農家戸数の変遷（八代）

|   |    | 水田小作地率 | 自作   | 自作小作 | 小作   | 合計     |
|---|----|--------|------|------|------|--------|
|   |    | %      | %    | %    | %    | 戸      |
| 明 | 17 | 45.0   | 52.9 | 27.7 | 19.4 | 12,336 |
|   | 25 | 45.3   | —    | —    | —    | 10,122 |
|   | 30 | 62.8   | —    | —    | —    | 10,612 |
|   | 35 | 69.0   | 43.0 | 33.2 | 23.7 | 10,602 |
|   | 40 | 72.1   | 39.4 | 32.4 | 28.3 | 9,499  |
| 大 | 45 | 73.9   | 37.7 | 34.1 | 32.2 | 9,078  |
|   | 6  | 74.8   | 37.0 | 32.5 | 30.5 | 9,492  |
|   | 12 | 71.8   | 34.6 | 32.7 | 32.7 | 8,963  |
|   | 2  | 71.8   | 34.7 | 32.7 | 32.6 | 8,954  |
|   | 6  | 71.8   | 34.6 | 32.5 | 33.0 | 8,998  |
| 昭 | 10 | 71.8   | 33.4 | 31.7 | 34.9 | 9,304  |

備考：『県統計書』による。

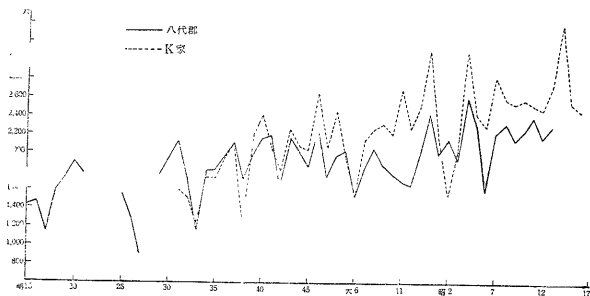
あったといわれているが、この間の事情を物語るものであろう。そしてこの時期に「余って」安くなった水田を買い、或いは貸金のカ、として取り上げていったのが、N<sub>1</sub>家の例でみたような在村手作型地主であったのである。又このような「田の余る」事情が、N<sub>2</sub>家のように、地主自身の世話での、いきなりの五町経営を生み出し得た理由であつたろう。

小作化、脱農化の進行は、その激しかった明治前半においては、全国的にみられる松方デフレ等の一般的な事情にも裏付けられていたことは確かであらう。しかし八代において近畿型の諸地帯とことなる、東北的な事情がそれに加重していた。たんに米單作的經營の不安定性ということだけではなく、米作自体の低位と不安定性が存在したのである。土地条件による低位生産力は既に指摘したが、それは明治期において一層低かつたのである。それ以上に東北の冷害、新潟蒲原平野の水害と同じような常習的な災害が不安定要因の第一のものであつた。災害は中網道においては二においてみたように水害であり、更に螟虫害であつた。その他に勿論南九州一般の台風害が、八代では北九州より激しかったであらう。水害の原因が排水路の流通の悪さと高水位であることは前述したが、そのために梅雨時の連雨の際は一面の海と化すことが例年だったといわれるのである。又一方では旱害があつた。中網道の用水は「一定せる水源なく年々用水不足の爲め此所に土堰を設け上流耕地の殘廢水を利用し灌漑及び塩水浸入防止を行ない来たりしが一朝の降雨にて忽ち土堰流失し西区民の困難言語に尽し難く」といわれているが、用水不足と排水不足の両極からする水の問題こそ、中網道の稲作の第一の困難であつた。第二に螟虫害の問題は八代のみならず西南暖地稲作の最大の敵であつたことはいうまでもない。熊本県ではことに八代平坦部が激しかったといわれ、中間部から海岸に行く程ひどかつたのである。かつては、夏の夜の静寂を破って虫が稲を喰う音が聞えて来たとい

われる程であった。

この二重、三重の災害が八代の稲作をきわめて不安定なものに追いこんでいたことは第2図の反収の変動にうかがえるであろう。明治三〇年前後においては年々の豊凶の差は二倍近くにも達しているのである。三〇年代後半以後その豊凶の幅はかなりおさまったとしても、反当収量自体の頭打ちの傾向がみえはじめる。大正年代に入ってから一年迄はむしろ低下の傾向がみられるのである。この間の意味は後にふれるとして、一石五斗前後の平均反収の時代において、このような不安定性、即ち低位不安定性が経営をいかに不安定なものに陥し入れたかは明らかであろう。そしてこの生産力的悪条件に地主制の圧力が加重してくる。さきにみた分配率は小作料率（永小作人、地主取分の計）が四〇～六〇％であったことを示しているが、部落での聴取によっても約八斗の水準であったといわれている。やはりほぼ五〇％であったといえよう。K家の場合でみるとあまり正確な数字ではないが、明治三〇年代の借入地平均小作料は実納九斗二升位が普通のものであり、やや高いのであるが、収量に対しては約五～六〇％となっている。小作料が凶作にあたっては減免されたことが一般的であったとしても、この高率小作料が米作の低位不安定性を一

# 稲作大経営の展開構造



第2図 水稻反収の変動

層加重したことは明らかである。

このような自然的社会的条件の下で、水田一本の経営で生活して行くためには、経営は必然的に大きくならねばならなかった。反当で生産費と小作料を除いた余剰が少なければ少ない程、生活維持には一層の広さが必要である。そして経営が広くなれば、畜力と年雇が必要となってくる。それは収入に占める現金的経営費部分を増大させ、家族労作的自給経営における貧困ながらも安定性、弾力性をも奪いとり、経営を貧困なりに企業的な非弾力性へと押しやるのである。後にみるように八代米作農業が当時において経営目的として商品生産的なものといえない、自給自足的色彩の強い自己生存維持を目的としたものでありながら——つまり封建的な大手作経営的な性格——著しい不安定性に立たされていたのはこのような理由によるものである。更に常襲的な災害に対し耕地分散により自己保険する意味において有利としたことも大経営を必要とした。要するに大経営の形成は八代農業の低位不安定性の所産でありそれにより、又維持されざるを得なかったといえよう。それ故に大経営の形成は何等不安定の解消を意味しなかった。我々が想定したような明治初期の家族的小経営が、家族の生存そのものの直接的不安定性によって消滅したとすれば、年雇大経営では不安定性は、むきだしに直接的生存の不安定性から経営を媒介としたものに転化したということが出来る。だから明治後半に入っても、経営の没落は続くのであるが、それは自作地の喪失——小作化、零細化といった形をとりようがなかった。何故なら売るべき土地のない、或いは少ない小作大経営において小作料の滞納、借金等の結末はつけようがなかったのである。多少でも自作地がある場合、それをカタとして渡して経営を一層苦しいままにつづけることも出来るが、カタがない場合の唯一の残された形態は夜逃げであった。或いはそれ以前に見切をつけて離村することでもあった。部落において明治三〇年頃の二六、七戸のうち昭和まで

残っていたものは一六戸にすぎなかった。この部落において、アメリカへの移住が明治期にかなりみられたのも二、三男ばかりではなかったであらう。そして戸数がほとんど変化せずに経営が代替し、当時における分家がほとんどみられないのも、大経営にもかかわらずそれがいかに生活の最低規模だったかを物語るといえよう。

大経営の経営内容をみてみたい。ただし、明治期の資料が不足しているので大ざっぱなものにしかなり得ないが、一応の内容を考えてみよう。第17表に八代郡の水稲以外の水田作物の変化を示そう。明治四五年で裸麦を主とする田の麦作付率は五四%であり、それ以前においても田作付が不明だが大差なさそうである。のこりの半分の水田には豌豆、豆等の食用作物、菜種、更に商品作物として南瓜、西瓜、蘭草、七島蘭が作られていたが、蘭草を除いては大した作付面積を占めなかった。麦、其他の作物を除

稲作大経営の展開構造

第17表 八代郡水田作物の変遷

|     |       | 明25   | 35    | 45           | 大 6   | 12           | 昭 10         |
|-----|-------|-------|-------|--------------|-------|--------------|--------------|
|     |       | 町     | 町     | 町 (%)        | 町     | 町 (%)        | 町 (%)        |
| 大 麦 | 計田    | 373   | 637   | 210          | 236   | 146          | 61           |
|     |       | —     | —     | 129 (1.6)    | —     | 82 (1.1)     | 56 (0.6)     |
| 裸 麦 | 計田    | 4,447 | 4,531 | 4,994        | 4,662 | 4,031        | 3,967        |
|     |       | —     | —     | 3,712 (47.4) | —     | 2,993 (39.4) | 3,192 (34.9) |
| 小 麦 | 計田    | 567   | 627   | 760          | 1,071 | 796          | 4,335        |
|     |       | —     | —     | 373 (4.8)    | —     | 532 (7.0)    | 4,058 (44.4) |
| 三麦計 | 計田    | 5,387 | 5,795 | 5,964        | 5,969 | 4,973        | 8,363        |
|     |       | —     | —     | 4,214 (53.8) | —     | 3,607 (47.4) | 7,306 (80.0) |
| 豌豆  | 豆     | —     | 68    | 38 (0.5)     | 29    | 31* (0.4)    | 26 (0.3)     |
|     | 豆     | —     | 171   | 109 (1.4)    | 108   | 193 (2.5)    | 135 (1.5)    |
| 菜 種 | 計田    | 142   | 194   | 136          | 99    | 47           | 40 (0.4)     |
|     |       | —     | —     | 108 (1.4)    | 85    | 32 (0.4)     | —            |
| 南 瓜 | 瓜     | —     | —     | 36 (0.5)     | 41    | 56 (0.7)     | 385 (4.2)    |
|     | 瓜     | —     | —     | 21 (0.3)     | 28    | 58 (0.8)     | 378 (4.1)    |
| 西 蘭 | 草     | 36    | 82    | 129 (1.6)    | 134   | 225 (3.4)    | 478 (5.2)    |
|     | 七 島 蘭 | —     | 82    | 38 (0.5)     | 31    | 37 (0.5)     | 49 (0.5)     |

備考：『県統計書』による。\*は大正11年の数字。カッコ内は水田面積に対する比率。

いた四〇%余の田には明治四〇年で二〇%弱の一毛作田があり、二二%強の緑肥裏作が導入されていた。一毛作田は四五年には九%に減少し、以後も余り変らないが、裏作緑肥の比率も大正末まで変化せずかなりの量を占めるのである。緑肥としてはレンゲ、ウマゴヤシ、青刈蚕豆及び豌豆が用いられた。麦作は大正末まで殆んどが裸麦であり自給用であつたから、千丁村を中心とする一部の蘭草地帯と、有佐村、八代市等の一部の間作蔬菜を除けば、八代水田農業は表作の水稲以外にみるべき商品作物を持たなかつたといえよう。八代平坦部においても若干の水利の悪い土地は畑となつていたが、第14表でみたように部落では大正期には五、六町であり問題にならないが、明治中期には畑も二〇町位あつたといわれる。しかしこの畑作も当時においては夏作には大豆、粟等の雑穀、棉が栽培されていただけであり、これも棉でさえも自給用のものにすぎなかつた（綿糸と交換して自家で綿織をしたという。もっとも三〇年頃までは販賣したともいう）。冬作は麦であつたがこれも田麦と同様に自給用を主としたのである。

水稲作への全くの依存性は、前述した経営の不安定性の一つの原因でもあつた。商品作物が米一本であるといつても、そこには現物小作料の圧力が加かつていた。更に麦と共に飯米が必要である。だから米の販売量はかなり押さえられたものとなる。後掲の第30表にみるようにK家の場合明治三一〜三五年の商品化率は三八・三%となつており、小作料の割合は五五%なのである。だから米商品化とはいつても、商品生産が主力をなすとはいえないで、むしろ小作料Ⅱ地代生産が規定的であるといえよう。K家は当時三町余の経営であります標準的な経営であつたと考えられる。第18表に大正元年の中等小作農家（田四町、畑三反）の家計と経営を示しておこう。年雇男一人、家族人員一〇人である。一八〇俵の收穫米のうち一〇〇俵は小作料であり、八〇俵から飯米（一五俵）を除いた部分が商品化されるのである。その商品化率は三六%にすぎなかつた。そして現金収入に占める米の比重は八四%である。

経営費において、労賃の比重は三割に達し、肥料代四割と合  
せると大部分となる。労賃三〇%はこの農家が一〇人という  
豊富な家族、従って家族労働力の多いために年雇が一人に止  
まるからであり、K家の明治四四年の計算では五〇%に達し  
ている（後掲第33表）。家計費は五四五円のうち主食三七〇円、  
即ち六八%が自給部分であり、現金比率は三〇%強にすぎな  
い。そして収支は結局において二円の赤字となっている。K  
家の四四年七町六反経営でみると、その経営余剰は六〇〇円  
となっているが、もし全部小作地経営とすると一八六円にへ  
り、年雇労賃で評価した自家労賃二四円に達しないのであ  
る。明治末、大正元年においてさえ、このように現物経済的  
性格の強い、収益性の低い大経営は、明治中期においては一  
層その自給性が強かったと思われる。

第19表にK家の明治四二年と大正二年の労働力構成を示し  
ておこう。当主による労賃評価が家族労働力についても行な  
われているが、家族労働力四人、雇用五人の明治四二年、五人と六人の大正二年についても、人員とは逆に労賃評  
価は家族が雇用を上廻り、大正二年には一層その差は開いているのである。つまり雇用労働力に比し、家族労働力

第18表 中等農家の経営と家計（大1，中綱道）

| 品 目               | 収 入     |          | 支 出   |       |         |     |
|-------------------|---------|----------|-------|-------|---------|-----|
|                   | 数       | 金 額      | 經 営 費 | 家 計 費 |         |     |
| 米(手取)             | 80 (65) | 640(520) | 雇用労賃  | 110   | 米 (15)  | 200 |
| (米収量180俵一小作料100俵) |         |          | 肥 料 代 | 150   | 麦 (30)  | 135 |
| 麦                 | 50 (20) | 225 (90) | 馬 関 係 | 10    | 粟 (10)  | 35  |
| 粟                 | 10      | 35       | 食 塩   | 15    | 小 計     | 370 |
|                   |         |          | 油 代   | 7     | 酒 代     | 70  |
|                   |         |          | 雑 費   | 50    | 家 修 繕 代 | 50  |
|                   |         |          | 税 金   | 15    | 菓 衣 類   | 15  |
|                   |         |          |       |       | 小 計     | 40  |
| 収 入 計             |         | 900(610) | 小 計   | 357   | 小 計     | 545 |
|                   |         |          | 支 出 計 | 902   | 差 引     | -2  |

備考：経営費，家計費区分は筆者，食塩は馬用，油代は防虫用として  
考えた。『小組合資料』による。収入のカッコ内は販売量である。

の値は高かったのであり、年少女子労働力、とくに子守女といった低質、補助的労働力が雇用の中心だったのであり、主幹労働力においては家族労働力が中心だったといえよう。低質女子労働力を入れて、家族女子労働力を十分に活用しているというべきであろう。七町という大経営においてもこのような形であったとすれば、四町程度の農家で労働力構成が一段と家族中心であったことは想定出来る。そして年雇労働の支払についても、明治年間では現物Ⅱ米であり、前貸形態をとったといわれている。その給源は天草であり、芦北であり、その低賃年雇は有名なものであり、八代は年雇についてめぐまれた立地を持っていたのである。

経営費に占める肥料の比重は高く、大豆粕、過燐酸、日本種子粕、唐種子粕等が購入されているが、これは明治末からのことである。このような金肥が日露戦争後導入されるが、以前は殆んど石灰だけだったといわれる。地力維持の役割をはたしたのは、裏作緑肥であり、泥土揚げであった、要するに明治期における大経営は、企業的にみえながらも、その内容は自給的家族中心的な、前期的な年雇経営にすぎなかったといえよう。それは土地条件（自然条件）の劣悪さと、米単作地帯という条件の上に、前期の低賃年雇の存在にささえられて成立したのであった。

第19表 K家の労働力構成  
(明44. 大 2)

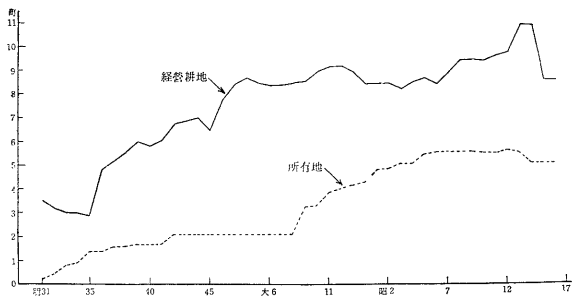
|       |     | 給料及び評価 |    |     |
|-------|-----|--------|----|-----|
|       |     | 明      | 44 | 大 2 |
| 自家労働力 | 主 男 | 円      |    | 円   |
|       | 経 長 | 65     |    | 75  |
|       | 營 妻 | 65     |    | 75  |
|       | 嫁 娘 | 42     |    | 50  |
|       | 計   | 42     |    | 50  |
| 雇用労働力 | 男   | —      |    | 50  |
|       | 女   | 214    |    | 300 |
|       | 炊 事 | 56     |    | 70  |
|       | 女 守 | 40     |    | —   |
|       | 守 守 | 44     |    | 53  |
|       | 計   | 28     |    | 34  |
|       |     | 16     |    | 17  |
|       |     | —      |    | 16  |
|       |     | —      |    | 10  |
|       |     | 184    |    | 201 |

備考：同家資料による。

## Ⅱ、大経営の展開過程

第13表によってみたように、中網道部落の経営は大正年間に拡大して行く。この拡大はすでに明治末からはじまっていたようにみえる。第15表によってもうかがえるが、第3図としてK家の耕作面積（水田のみと思われる）と所有面積をかがけておこう（同家資料による）。著しい経営の拡大が明治三五年から大正初めにかけて行なわれていることがわかる。このような部落における大経営の拡大は、一方において没落する経営の存在に裏付けられていた。すなわち農民層の分解が進行していたのである。明治後半において明治前期の一〇年代と匹敵する脱農化がややおそいテンポではあるが進行していることが、農家戸数の減少に示されている。挙家離農でなくても、その人口の流出は明治末年にはげしくなるのである。鉄道⇨鹿児島本線が明治二九年に八代まで開通したことがこの人口の流出に拍車をかけたであろうことは想像にかたくない。第20表に八代郡の人口の出入を示そう。明治四〇年迄出入は殆んど見合っていたのが、四五年前よりそのバランスは急激にくずれ流出が大きく流入を上廻るようになる。そして流出の主力を占めるものは他府県への移住であった。

### 稲作大経営の展開構造



第3図 K家の経営，所有地面積の推移（なおこれと『小組合資料』による同家の経営は大正初期においてかなり違っている）。

稲作大経営の展開構造

北九州鉱工業地帯の形成、発展と期を一にするこの傾向は、大正、昭和に入つて層目立ったものとなってくる。

中網道において農民層の分解は、部落内では目立った形をとらなかつたが大正年間に二戸の農家が姿を消している。そして第21表にみるように二〇人前後の出稼人があらわれているのである。この出稼人の特色は、それが決して下層に集中したものでないことである。目立って多いのは、戸数に対する比率からしても一戸当り出稼人員にしても一町未満の零細層と六町以上の上層なのである。零細層がときには一家七人といった大量の出稼者をもつといつても不思議ではないが、年雇を入れていような上層の出稼の多さは注目される。ここでは出稼の形態は家への送金といったたてではなく、次、三男の移住（アメリカ等）、就業の形態であつたことを意味している。だから大経営において年雇が家族労働の補充的なものとしてあくまで家族労働力が最質共に中心だつたといつても、それは単婚家族的な形態においてであり、主人、長男夫妻の労働力以外の家族労働力は未婚、乃至未成年的なものをのみ対象としていたのである。

第20表 人口の出入（八代郡）（単位：人）

|   |    | 出 寄 留  |       |        | 入 寄 留 |
|---|----|--------|-------|--------|-------|
|   |    | 他 府 県  | 他 郡 市 | 計      |       |
| 明 | 35 | 1,089  | 1,971 | 3,060  | 2,942 |
|   | 40 | 2,036  | 2,572 | 4,608  | 4,367 |
|   | 45 | —      | —     | 9,896  | 2,218 |
| 大 | 6  | 6,145  | 4,319 | 10,464 | 5,917 |
|   | 12 | 9,394  | 5,467 | 14,861 | 7,866 |
| 昭 | 6  | 11,588 | 4,307 | 15,895 | 7,300 |

備考：『県統計書』による。

第21表 出稼戸数及び人員階層別（中網道）

|      | 大 1    | 4      | 10    | 12    | 大10<br>戸数 |
|------|--------|--------|-------|-------|-----------|
|      | 戸 (人)  | 戸 (人)  | 戸 (人) | 戸 (人) | 戸         |
| ～1町  | 3 (7)  | 2 (7)  | 2 (7) | 1 (7) | 5         |
| 1～2町 | 1 (1)  | 1 (1)  | —     | —     | 1         |
| 2～4町 | 4 (6)  | 2 (4)  | 2 (2) | 2 (4) | 10        |
| 4～6町 | 1 (1)  | 2 (2)  | 2 (2) | 2 (2) | 7         |
| 6町～  | 3 (6)  | 4 (7)  | 3 (5) | 3 (6) | 7         |
| 不 明  | 1 (1)  | 1 (2)  | —     | 1 (1) | 1         |
| 計    | 13(22) | 12(23) | 9(16) | 9(20) | 31        |

備考：『小組合資料』による。

ここに複合家族労働力による封建的な大経営との基本的な差を、分家の形態での次三男の処理が行なわれていないことをみる事が出来る。

中網道部落において既にみたように、内部的な階層分解は、少なくとも大正以降にはみられなかった。「分解」は一方的な経営の上昇として、それ故に部落耕地の拡大として行なわれていったことも指摘した。この大経営の展開はどのような形で行なわれたのであろうか。

第22表に部落全戸（小組合員）平均の諸指標を示そう。耕地面積の変化と労働力量の変化は必しも一致していないのである。だから労働力単位当りの耕地は、大正二年から大正一〇年頃迄はむしろ減少しているものであり、以後再び増加へと転じている。すなわち、大正一〇年迄は労働力の増加は耕地増を上廻り、経営は労働集約化し、以後はこの関係は逆となり経営は労働粗放化しているのである。この労働力の變動の内容は、又大正一〇年を境として特色を示している。すなわち大正元年と二年の間を別とすれば、一〇年迄は労働力全体の増加傾向がみられ、ことに家族労働力の増加が著しく、家族労働主体の経営の拡大であり、労働集約化の方向は家族労働集約化を意味していたのである。しかし以後において大正一四年頃から労働力増加は逆転し、むしろ

第22表 小組合員の経営の推移（中網道部落全体）

|   |    | 耕地面積  | 勞 働 力 構 成 |          |            | 労働力<br>1人当<br>耕地 | 反当肥<br>料投入<br>額 | 水稻反収  |
|---|----|-------|-----------|----------|------------|------------------|-----------------|-------|
|   |    |       | 家 族       | 雇 人      | 計          |                  |                 |       |
|   |    | 町     | 人 (%)     | 人 (%)    | 人 (%)      | 反                | 円               | 石     |
| 大 | 1  | 87.1  | 82(59.4)  | 56(40.6) | 138(100.0) | 6.3              | 3.19            | 1.780 |
|   | 2  | 110.6 | 80(56.7)  | 61(43.3) | 141(100.0) | 7.6              | 2.31            | 2.376 |
|   | 4  | 112.0 | 94(56.6)  | 72(43.4) | 166(100.0) | 6.7              | 2.81            | 2.060 |
|   | 10 | 119.8 | 136(65.1) | 73(34.9) | 209(100.0) | 5.7              | 4.21            | 2.188 |
|   | 11 | 119.9 | 129(63.9) | 73(36.1) | 202(100.0) | 5.9              | 6.64            | 2.048 |
|   | 12 | 120.8 | 126(63.9) | 71(36.1) | 197(100.0) | 6.1              | 10.18           | 2.928 |
|   | 14 | 120.8 | 107(53.5) | 93(46.5) | 200(100.0) | 6.0              | —               | —     |
| 昭 | 4  | 131.0 | —         | —        | 187        | 7.0              | —               | 2.202 |

備考：『小組合資料』による。

る減少へと転ずる。これが労働粗放化をもたらしたことはいうまでもないが、減少は家族労働力の減少であり、雇用労働力は増加しているのである。昭和四年の数字は家族、雇用の区別がわからないが、恐らくこの傾向が一応強化されていたものと思われる。そして雇用労働力の比重は、一四年の四七%を超え、五〇%を抜いていたと思われるのである。

大正一〇年を境とするこのような労働力の量的質的な動向と、それに伴う土地への労働集約度の変化傾向の逆転は、明らかに一貫した大経営の展開、経営の拡大の内容における質的転換を意味しているようにみえる。一方、反当肥料投下額をみても大正一〇年頃の著しい増加傾向をうかがえるであろう（デフレートしない数字なので四年と一〇年あたりの厳密な比較は困難だが、一〇〜一二年にかけての増大は明らかに注目される）。水稻の反収では一年ごとの数字の比較はむずかしく、はっきりした指摘は困難だが、第2図のK家の反収をみると大正前半の減少傾向に比らべて、大正後半の増加傾向が対立していることがわかる。その増加傾向は昭和以降も一貫して続いているようにみえる。大正後半における経営の性格の転換は、後の課題として、ここではそれ以前の過程をみてみたい。

明治末における大経営の、家族労働力中心性はIにおいて指摘したが、その傾向は大正一〇年迄つづいたのであり、むしろ強化されていたのであった。そして肥料投下額が殆んど変らず、むしろ元年より二、四年が減少していることが示すように、資本集約度は増大していないようにみえる。即ち第18表でみた大正元年の大経営の構造が、そのままの形で拡大されていると考えられるのである。しかしこの間における全経営合計でみたこの傾向は、必ずしも各経営に共通なものではなかった。第23表によれば、大正元年と一〇年において家族労働力の多少と経営規模は二町、二人の幅においてかなり強い相関がみられる。ことに元年では二戸を除く全部がこの幅の相関に含まれて

第23表 家労働力と経営面積（中網道）

| 家労働力  | 族 力 | 經 営 面 積 |      |      |     | 計  |
|-------|-----|---------|------|------|-----|----|
|       |     | ～2町     | 2～4町 | 4～6町 | 6町～ |    |
| 大正元年  | 1 人 | 1       | 1    | —    | —   | 2  |
|       | 2   | 2       | 8    | —    | —   | 10 |
|       | 3   | 2       | 3    | 2    | —   | 7  |
|       | 4   | —       | 2    | 3    | —   | 5  |
|       | 5   | —       | 1    | 3    | —   | 4  |
|       | 6   | —       | —    | —    | —   | —  |
|       | 7   | —       | —    | —    | —   | —  |
|       | 計   | 5       | 15   | 8    | —   | 28 |
| 大正一〇年 | 1 人 | —       | —    | —    | —   | —  |
|       | 2   | 1       | —    | —    | 3   | 4  |
|       | 3   | 1       | 2    | —    | —   | 3  |
|       | 4   | 1       | 4    | 2    | —   | 7  |
|       | 5   | —       | 1    | —    | 2   | 3  |
|       | 6   | —       | 2    | 3    | 2   | 7  |
|       | 7   | —       | —    | 2    | —   | 2  |
|       | 計   | 3       | 9    | 7    | 7   | 26 |

備考：『小組合資料』による。

第24表 経営の拡大と労働力の増加  
（中網道，大1～10）

|           |     | 經 営 階 層 (大10) |      |      |     | 計  |
|-----------|-----|---------------|------|------|-----|----|
|           |     | ～2町           | 2～4町 | 4～6町 | 6町～ |    |
| 大1<br>大10 | 家族増 | 4             | 18   | 18   | 1   | 41 |
|           | 雇用増 | -1            | -2   | 5    | 13  | 15 |
|           | 計   | 3             | 16   | 23   | 14  | 56 |

備考：経営階層区分は大正10年を基準とし，同一農家における大正1年との比較を行なう。

『小組合資料』による。

いる。しかし一〇年においてはこの幅からはずれる農家は七戸に達し、相関はやや弱まっている。ことに経営標準よりやや家族労働力を持っている四戸はともかく、その標準帯から大きく、しかも少ない方にずれている三戸が目立つのである。この三戸がいずれも六町以上の大経営であることに注意したい。即ち大正一〇年になると最上層の大経営において家族労働力との関連性は弱まって来ているのである。

第24表をみよう。大正元年から一〇年にいたる経営の拡大とそれに伴う労働力の増加を一〇年の階層区分でみると、六町以下の経営において、労働力の増加は殆んど家族労働力であり、六町以上になると圧倒的に雇用労働力な

のである。このことは、大正一〇年の六町以上経営が、大正元年にはいずれも六町以下であったから、この九年間の間における経営拡大において、雇用労働力によってその追加必要労働力をまかなってきたことを物語るのである。そして又家族労働力と経営規模との相関が、大正元年において強く、一〇年において最上層で崩れていることと、この間に形成された六町以上層の存在の有無によるものに他ならなかった。家族労働力による経営規制は、六町以上の規模においては通用せず、労働力構成は質的な差を持つことになったのである。

第25表に六町以上（ここでは六町を含む）の八経営の諸指標を示そう。雇用労働への依存が中心となっていることがわかる。同時に労働力一人当り耕地が、大部分の農家において部落水準よりかなり高いことが注目される。このことは、各経営がその著しい耕作面積の拡大に見合う雇用労働力を導入していないことに他ならない。この労働粗放性がこれら経営の第二の特質であった。しかし水稻反収、肥料反当額については、むしろ部落平均とこの階層平均との差は殆んどないのである。そしてこの両者の変異係数

第25表 6町以上経営の諸指標（大10）

| 農 家            | 項 目       | 経営面積<br>(増加分) | 労働力<br>(内雇用) | 1人当<br>耕地面積 | 水稻反収 |   | 肥料反当額 |   |
|----------------|-----------|---------------|--------------|-------------|------|---|-------|---|
|                |           |               |              |             | 反    | 石 | 反     | 下 |
|                | 町 (町)     |               |              |             | 反    | 石 | 反     | 下 |
| S              | 7.8 (2.6) | 10 (5)        | 7.8          | 2.24        | 4.4  |   |       |   |
| Y <sub>1</sub> | 6.5 (2.2) | 10 (4)        | 6.5          | 2.04        | 3.1  |   |       |   |
| N <sub>1</sub> | 6.7 (2.4) | 7 (5)         | 9.6          | 2.20        | 5.5  |   |       |   |
| K              | 8.2 (3.0) | 11 (6)        | 7.4          | 2.64        | 4.7  |   |       |   |
| Y <sub>2</sub> | 7.6 (2.1) | 12 (6)        | 6.3          | 2.00        | 4.3  |   |       |   |
| M              | 6.3 (3.0) | 9 (7)         | 7.0          | 2.32        | 3.0  |   |       |   |
| N <sub>2</sub> | 7.7 (2.4) | 10 (8)        | 7.7          | 2.12        | 3.3  |   |       |   |
| T              | 6.0 (2.9) | 10 (6)        | 6.0          | 1.84        | 2.2  |   |       |   |
| 平 均            | 7.1 (2.6) | 10 (6)        | 7.3          | 2.18        | 3.8  |   |       |   |
| 部落平            | 4.0 (0.9) | 7.2(2.7)      | 6.4          | 2.20        | 3.5  |   |       |   |

備考：水稻反収、肥料反当額は大正9年。その平均は各戸の反当の平均である。資料出所は前出。1人当耕地の部落平均が第22表とことなるのは、原資料の労働力人員部落計と各戸別の集計とが合わないからであり、この表では各戸別計をとり、前表では部落計をとった。この差はかなり大きく、どちらが正しいか不明だが、論旨に大きな変化を与えるものではない。

はそれぞれ一〇・三四、二六・七一（いずれも一〇〇V）を示し、部落全体の場合との差も少ない。それ故に六町以上大経営の他から区別されるこの時期の特色は、その労働組織（質と相対量）に限られていたといつてよい。

巨大経営（六町以上経営をこう呼ぶ）は雇用労働力による粗放的な経営として成立したが、その労働粗放性は、いわゆる粗放な低生産力を意味しているのでは必ずしもない。第25表のS、K、Mといった一人当り耕地も大きく、しかも反収も高い経営も存在したのである。ともかく、雇用労働力に頼る以上、その労働力の性格がどうであろうとも、労働生産力の増大が第一に指向されねばならなかった。それは巨大経営ならずともかなりの雇用労働を使う四、六町経営においても程度の差はあれ同様であった。労働生産力の増大は、土地生産力の増大と労働節約という二つの方向によって行なわれるであろう。土地生産力の点については、大正六年以降、K家の例でみるような増加傾向があるが、それ以前はむしろ減少してさえるのであり、又K家の例を一般に及ぼすことは出来ないであろう。巨大経営の形成に伴う労働生産力の追求は、むしろ労働節約の方向においてみられたのである。「便利交換」Ⅱ交換分合による分散耕地の集中がその方法であった。

日本農業の特色の一つは現在にいたるまで続いている零細地片の分散からなる耕地形状であった。分散耕地制は生産力の低い段階において、不可避的な災害に対する危険分散の役割を担い、保険的な作用を果していたのである。しかしそれは同時に共同体の一つの物質的基礎をなし、生産に対する共同体的規制をもたらし、生産力を停滞させる生産関係を生み出していたのである。共同体的、乃至その歴史段階的生産関係の生産力規制を別としても、耕地分散という物理的事実がもたらす労働生産力へのマイナスも大きなものであったことはいうまでもない。ことに八代平坦部のような大経営において、労働節約が強く要求されるとき、一層それは生産力発展の障害に違いなかった。

調査部落或いは八代平坦部の大経営が明治期にどのような耕地形状を持っていたかを示す資料はみられないのであるが、それが干拓地のために、又大経営の一般性のために、他の地域（たとえば近畿）にみられるような何畝といった零細地片の集合からなっていたとは考えられない。そのような地域に比して分散はずっと少なく、単位地片は大きかったと思われるのである。明治四年のK家の例でみれば、田七町一反、畑五反の耕地は、水田が八つの団地からなり、三反八畝を最低とし、他は一町前後の団地を形成している。畑は一団地として示されているが資料が大幅帳の経営計算であり、そのため重要でない畑は計算上一単位とされていたのであろうから必ずしも一団地をなしていたとはいえない。

K家の耕地の其後の推移をしめす資料はないが、第26表に現在における上層農家の耕地状況を示しておこう。当時から現在にいたる間には戦時中の経営縮小、農地改革等の混乱期が入るので、これがそのまま戦前の状況を示すわけではないが、二、四町の経営が二、五カ所の団地に集中していることがわかる。K家においては四団地であり、一団地平均一町と明治四四年と変りないが、当時にみられない一町四反といった団地が、家の周囲に形成されていることに注意したい。他の農家においても家の周辺、近隣にその耕地の大部分が集中しているのである。Y<sub>1</sub>のごときは2、3番は家の周囲、1番は一〇〇米内にあるのであり、Y<sub>2</sub>にしても2番の主要団地は一〇〇米以内におかれている。T家も同様に1、3

第26表 上層農家の耕地分散（中網道、昭33）

| 農家             | 団地番号   |       |       |        |     |        |
|----------------|--------|-------|-------|--------|-----|--------|
|                | 1      | 2     | 3     | 4      | 5   | 計      |
| K              | 反 13.9 | 反 5.4 | 石 9.8 | 反 11.2 | 反 — | 反 40.3 |
| T              | 0.8    | 10.5  | 6.6   | 11.1   | 3.3 | 32.3   |
| Y <sub>1</sub> | 18.9   | 6.1   | 1.1   | —      | —   | 26.1   |
| N              | 1.8    | 4.5   | 11.2  | 4.5    | 2.8 | 24.8   |
| O              | 4.8    | 2.5   | 8.0   | 6.4    | —   | 21.7   |
| Y <sub>2</sub> | 6.2    | 13.5  | —     | —      | —   | 19.7   |

備考：この農家付号は前出のものとは一致していないものもある。

番迄は一〇〇米以内にあるのである。Nのように四〇〇〜五〇〇米というかなりの距離に、主要団地をもつものもあるが、概してその分散は少ないのである。このように耕地の集団化と家周辺への集中という二つの形態での耕地分散の克服は、明治末から進出したといわれるのであり、K家の四四年の状況は、すでにその過程を反映していたのである。

便利交換と呼ばれた交換分合は、現在一般にみられる自作地の所有権交換よりもむしろ、小作地、自作地の賃借として行なわれたことに特長があった。交換さるべき耕地が自作地の場合、その相互賃借は小作によって交換されるのであり、両者は相互に地主となり小作人となる。又、小作地の場合、その小作地を又小作の形で賃借しあうことになる。K家の土地関係を第27表に掲げよう。明治四二年において既に一町の貸付地を持つ同家は、そのうち約四反が又小作の形で貸付であり、同時に五町一反の借入地を自作しているのである。又、所有地の四分の一が貸付けられている。このような複雑な土地関係は、四三年には一層強められ、又小作に出す部分が増大しており、その全部が交換のためであることが明記されている。そして所有地の貸付の大部分も又交換のためであった。四二年については交換のためとは明記されていないが、四三年の例から、その貸付の大部分が交換分合の結果であったと考えてよいであろう。昭

第27表 K 家の土地関係

|    |    | 自作地 | 貸付地    | 計      | 左のうち交換分 |        |
|----|----|-----|--------|--------|---------|--------|
|    |    |     |        |        | 自       | 貸      |
| 四  | 5  |     | 反      | 反      | 反       | 反      |
|    |    |     |        |        | 一       | 一      |
|    |    |     |        |        | 一       | 一      |
| 明  | 42 | 所有地 | 24.225 | 5.822  | 30.805  |        |
|    |    | 借入地 | 50.814 | 3.819  | 54.701  |        |
|    |    | 計   | 75.109 | 9.711  | 85.506  |        |
| 43 | {  | 所有地 | 23.006 | 5.204  | 28.210  | 4.500  |
|    |    | 借入地 | 47.912 | 5.526  | 53.508  | 5.526  |
|    |    | 計   | 70.918 | 10.800 | 81.718  | 10.026 |
| 昭  | 2  | 所有地 | 10.900 | 38.825 | 49.225  | 14.314 |
|    |    | 借入地 | 74.018 | 7.618  | 81.706  | 2.329  |
|    |    | 計   | 84.918 | 46.013 | 131.001 | 16.713 |

備考：同家資料による。

和二年になると交換のための貸付は一町七反に達し、それに対する借入分は二町一反となっている。交換分合の進展をうかがうことが出来る。

部落農家における交換分合が、K家の例にみるように、明治末から行なわれていったにしても、それがどの程度に一般的であったかを示す資料はない。しかし、昭和二年のK家の交換の相手が七人に達していることから、その一般性を物語るように思われる。聴取によれば、古い農家の多くはその土地を集中したというが、古い農家とはわれわれがここで問題としているような大経営層なのであり、第26表にみるような程度の差はあれ、交換を促進し、又それにより最も利益した層に違いなかった。交換はたんに筆ごとの交換に止まらず、団地化された田の事実上の合筆にまで進んでいった。例えばK家の家の周囲の団地の水田の一筆は五反区画なのであり、いかに労働生産性の追求が進んでいたかを示している。交換の形態は前述したように自作地であれ、小作地であれ、貸借の形態で行なわれたが、それを可能にし、又容易に行なわれたものは、他ならぬ地主的土地所有そのものであった。即ち土地評価は客観化された小作料額によって表現されていたからである。所有権交換の困難性は土地評価と相互同一面積という点にあったが、地主的土地所有を基礎とする貸借交換では、小作料の交換によってこの困難性は解消するのである。K家の例でみるように、交換は必ずしも同一面積ではなかったが、その差は小作料の差によって清算されたわけであった。自作地交換Ⅱ貸借の場合、K家の例でみると、Y家との間では同一面積に相互の永小作権設定を行なっている。民法上の永小作権設定は事実上の所有権交換なのであり、このような場合は同一面積（土地の差は小作料で調整されるが）があることが要求されたのであろう。

交換において又小作、永小作権、合筆といった手段をとりえたのは、もはや所有地の貸借交換の場合のような地

主的土地所有一般ではなく、すぐれて八代地主制の特質であった。二のⅢにおいて述べたように、干拓地における土地所有、保有関係の特性、不在地主の帳元制支配がそれであった。この部落の土地所有は松井家の例とはこなっていたが、やはり大不在地主を中心とし、若干の在村地主、手作地主の小作地であったのである。在村の大地主の場合でも、帳元制はなかったが、その土地管理はかなりルーズなものであった。帳元制の場合、小作地交換は帳元の了解で十分だったといわれるし、在村地主の場合でも、了解を求めさえすれば拒否されることはなかったという。永小作権の設定は特殊な例であつたろうが、それが干拓地における永小作権の伝統、耕作権の強さと無関係なものではなかったと考えられる。合筆は地主への抵抗の一つであつたといわれるが（所有区分を不明確化する）、それが可能であつたのも、八代地主制の土地管理のルーズさ、土地そのものへの無関心性、所有の地代徴集権化に他ならなかった。このような地主的土地所有の非人格的特性、地代徴集権化の上に、便利交換はきわめて錯雑した土地貸借の網目を耕作農民相互の間に作り上げていった。しばしば第三者を介しての、乃至三人の間での小作地交換さえも見い出せるのである。

### Ⅲ、共同体の変質——農事小組合の結成——

耕地分散が災害への危険分散としての意味を持っていたとすれば、この貸借交換は危険分散度をそのままにした集団化であることに注目しなければならない。即ち小作料の出入によって集団化された耕地の災害危険は分散されているからである。借入自作地の災害は、小作料減免によってまずカバーされ、ついで貸付小作地の小作料によっておぎなわれる。この逆の場合が相手であつた（たとえば平年作一〇石ずつの耕地A・Bの交換貸借において、各五石が平

年小作料とすれば、平年作であれば両者共小作料は差引ゼロで一〇石ずつの手取りとなる。もしAが半作であり小作料も半額に減免されるような時、交換がなければAの耕作者の手取りは五石であるが、交換によって二・五石の減免小作料を支払うため二・五石の手取りとなるが、同時にB地の五石の小作料が入るため結局七・五石＝二・五石増の手取りとなる。B地耕作者は逆に二・五石へってやはり七・五石の手取りとなる。このように耕地の貸借交換は相互に、危険を分散し合い保険し合う意味を持つのである。これが部落各農家間に網目のように形成されるとき、一つの危険分散の共同体、相互保険が生み出されることになる。共同体の基礎をなし、直接的な危険分散の役割を担っていた分散耕地制は、耕地の貸借による交換分合、集団化を通じて止揚されると共に、貸借関係を通じて共同体は間接的危険分散の機能をもつ保険的共同体へと転化するのである。

分散耕地制の止揚が、どの程度まで行なわれていったかを実証することは出来ないし、第26表をみてもそれが不完全なものであったことはわかるが、上記のような方向は、明らかに共同体の性格の変質を意味していた。それを端的に示すものが農事小組合の結成であった。中網道の農事小組合は明治四五年七月一五日に結成されたが、八代郡においては鏡町の津口部落と共に先頭を切ったものであり、以後農業の発展に大きな役割を果たしたのである。その中心をなしたものはY<sub>2</sub>であり、七町余の大経営を営む手作地主であった。初代組合長Y<sub>2</sub>の下で副組合長をつとめたのはKであり、以下昭和四年迄に組合長、副組合長は六代にわたるが、そのうち重任を含めて（組合長は全部代っているが副組合長はKが二期連続し、以後は前期副組合長が組合長に昇格している）八人が就任しており、その全部が四町以上の大経営であり、六町以上の巨大経営農家は五戸に達しているのである。二人の手作地主を除くこのような大経営は小作乃至小自作農であった。組合の役員は他に幹事四名、顧問及び金融委員七名がおかれているが（昭和四年）、

幹事には、組合長、副組合長にならない大経営の農家が選ばれ、後者は組合長、副組合長の経験者、それ以外の大経営農家に占められていた。部落の大部分が大経営農家であった以上、組合の中心が大経営農に占められるのは当然としても、そこでの巨大経営農の主導権はかなりはつきりしていた。とにかくこの小組合が大経営の利益を中心としたものであり、部落の大経営的均質性が組合の結成を容易にし、その性格を明確化したことは明らかである。

組合の性格は大経営のもつ三つの側面を代表していた。一つは雇用大経営としての経営、主的性格であり、一つは日本資本主義経済の内におかれた「小農」としての性格であり、最後に彼等の小作農としての性格であった。そしてこれらの三つの性格は小組合による「共同一致」の内容をなして行くのである。小組合の事業は、直接事業の他に必要に応じた分科団体を造ることにより広汎に行なわれた。たとえば農用機械共同利用組合、共同販売組合、購売販売組合、共同苗代組合、青年団支部、婦人会、処女会がそれであった。これらの分科団体は多くは当初は小組合の直接事業として行なわれていたものが、事業の複雑化に伴い分化独立したものであった。大正一〇年以降に出来る機械共同利用組合については後にとり上げることとして、小組合の事業の中心は共同販売、購買事業、共同金融、貯金といった信用事業即ち産業組合としての仕事と、農業生産関係の共同事業、対雇人協定、対地主関係の共同行動であった。

小組合結成と同時に始められる米麦の共同販売、肥料の共同購入は、次第に深まり行く商品経済への農民的対応であり、流通過程の合理化の手段であったことはいうまでもない。共同販売は大正年間には多くの農家の販売米の全部を吸収したといわれるが、それによって販売量を大量化し、小仲買の口銭を節約することが出来たのである。

一方肥料を中心とする共同購入（日用品についてもおこなわれた）は、ようやく増加する金肥の相対的に安い買入れ

を行なうものであった。しかしこの両者は、たんに商人口銭の切り下げだけを目的としたものではなかった。その重要な意義は金融との関係であった。多くの農家にとって、それまで個人金融によって行なわれていた肥料代の前借と販売代金による元利の決済を、小組合が共同借入によって一括して行なうことになるのである。個人金融の手は多く商人、地主に高利貸であったが、小組合の共同金融においてもそれは変りなかった。金利は九分六厘位といわれるが、これは信用力の増大により個人借りの場合より若干安かったと思われる。共同金融の意義は、それよりも、商人、地主の高利貸資本への個人的従属をたち切ったことにあったのである。金融における人格的性格が失われてくるのである。共同販売、購入が強力に行なわれなければならなかった理由は、この共同金融の必要のためであった。共同購入分の元利金だけは共同販売が要求されたし、共販代金から借金分が引かれて組合員に渡されたのであった。そして半強制的に奨励された組合基金の貯金は、肥料資金の裏付としようとするものであった。表販売代金のなから反別割に一部を積立てることにより、自己資金による金融を行なおうとしたのである。

生産面における共同事業は、共同苗代、共同防除等であったが、この部落においてかなり重要な意味を持ったようである。たとえば小組合設立の年から既に始められた共同苗代は「本区の地形上稲作苗代時期に於て河水泛滥浸水し其の為め苗の軟弱を來し稲作上の蒙る損害多大にして各戸に於て個人的苗代をなす時は管理上不便を感じる事多し」という事情に基づくのである。螟虫害に対する共同防除（「斉防除」）が持つ意味はいうまでもない。組合の生産面の事業はその他多いが、それよりも「統計調査」の連年の施行が、この組合の経営面における関心の高さを示している。また小組合の仕事での目立った特色は、雇人に関する協定であった。大正二年二月十日の組合総会の決議を次に掲げよう。

一、本部落の田植時期に臨時雇入るる（麦扱ぎ）人夫賃金表家内へ雇入に□て終日金男三二錢女三〇錢とし或は終日五拾把ぎに□て裸麦三升宛とす

二、本組合員の耕作地境界の畦畔及び道路には必ず土を塗る事若し土塗を怠りし者は其後畦畔道路の削除は一切出来ざる事以上堅く決定候也

以上決定事項に違反せし者は本組合の規約による

（中綱道農事小組合帳簿悉皆合綴）による。□は文字不明）

第二項の意味は明らかでないが、第一項は多少文意の不明な点もあるが臨時雇の賃金協定に他ならない。賃金協定はこのような臨時雇についても、また年雇についても毎年行なわれていたように思われる。年雇にたいする規制は賃金面のみ止まっていなかった。労働に対する直接的な規制は青年団を通じて行なわれていたのである。「大正一五年度正月中綱道支部決議事項」は、「礼儀」、「修養」、「行儀」、「風紀」といった事項の他に、「決議」として「洗濯休みは年中八日間とす但し正月四日の日は墓詣とし盆の一六日は寺詣りとす帰宅して滞在したる時は其の翌日より洗濯日に加算す病氣にて滞在したる時も無届なる時は洗濯休に加算す」とされているが、更に作業量に対する詳細な規定がそのつと設けられているのである。たとえば作業について

イ、昼間作業は主人の命に依り男女共同して従事する事

ロ、昼間一人前の請仕事 但し早朝より

|     |     |              |        |
|-----|-----|--------------|--------|
| 俵編み |     | 手綱ひ          |        |
| 内   | 二五俵 | 会社           | 一八籠    |
| 外   | 一五俵 | 機械繩約ひ        | 使用 一二籠 |
|     |     | 中小ナワは主人の考えとす |        |
|     |     | 小 繩          | 俵装用    |
|     |     | 男女男女         | 男女男女   |
|     |     | 三四〇〇〇〇       | 二四〇〇〇〇 |
|     |     | 〇〇〇〇〇〇       | 〇〇〇〇〇〇 |
|     |     | 〇〇〇〇〇〇       | 〇〇〇〇〇〇 |
|     |     | 〇〇〇〇〇〇       | 〇〇〇〇〇〇 |

(其他省略)

夜業の部 夜業は旧正月より始め新四月末迄とす夜業一人前左の通り

|   |   |    |    |        |    |    |     |     |    |      |      |    |
|---|---|----|----|--------|----|----|-----|-----|----|------|------|----|
| 俵 | 編 | 内  | 三俵 | 繩機械なれば | 会社 | 二籠 | 手抱ひ | 端ナワ | 一頭 | 藁シャギ | 機械使用 | 六把 |
|   | 外 | 二俵 |    |        | 使用 | 一  |     | 小ナワ | 半頭 |      | 藁    | 一京 |

(其他省略)

大正一五年三月総会決議

行事

イ、田植後は毎朝四時頃より起き水踏みする事特に早魃の時は以上に早く起きて踏む事

ロ、休日は朝仕事止め後、馬糞肥を揚げ、女は所々の掃除をなし、夕方は水不足の田には水を踏み、馬草刈り、湯尻吸、前庭の掃除をなす事

作業の部 日負作業

水田除草雁瓜押

|      |   |       |       |
|------|---|-------|-------|
| 早朝より | 男 | 縦横    | 二反五畝  |
|      | 女 | "     | 二反三畝  |
| 縦のみ  | 男 | 六反歩   |       |
|      | 女 | 五反六畝歩 | 全部旧反別 |

二番除草板押し

早朝より男女共雁瓜押の二倍とす 朝食後は縦横一一反歩引き

青年団の構成員は各農家の子弟ばかりではなく、年雇も含んだものであり、その決議の拘束力は両者に共通していたのであった。しかし、農家の子弟にとって、その集団的自己規制がどの程度の効力をもったかはとにかく、その条文が示すように、その主要な方向と目的が年雇労働の規制にあったことは明らかであろう。「傭雇人調査簿」は青年団の主要な帳簿の一つであり、それにより年雇の労働は採点されていたのである。青年団の規約は「小組合

と合同して傭人の勤続者及精勤者は細密なる調査をなし年末に於て表彰す<sup>(4)</sup>ることを定めているが、このような雇傭労働の管理的業務が青年団の主要な仕事に他ならなかった。青年団の幹部は、小組合の幹部になるような農家の子弟に占められていた。年雇がその労働規制の主な受け手でありながら、彼等は青年団の運営から全く排除されていたように思われる。それ故に集団的労働規制は、年雇にとっては雇傭者による他律的な規制を意味していたのである。前掲第22表をみると小組合における家族労働力と傭人との比率は大正一四年には殆んど等しくなっている。家族労働力のうち青年団に加わる年令層は半分位とみられるし、傭人の殆んど全部が青年団の年令層とみられるから青年団の構成はむしろ年雇によって主力を占められているのである。だから幹部たる農家子弟による青年団の掌握と、それによる集団的規制は雇傭者による年雇労働の共同管理に他ならなかったのである。

青年団は、「青年団」という名称になったのは、大正五年のことであり、それ以前においては、明治一九年消防組、四二年実業組、四三年青年会となっており、青年団が政府による奨励政策以前にすでに部落の若者組のような形で一五才から三五才の全男女を含んだ、共同体の一側面をなす集団として存在したのであった。明治年間、小組合の結成以前に、この青年団が、このような性格を持っていたかどうかは明らかでないが、この年雇への労働規約が個々の経営主によってではなく、このように共同体を媒介として行なわれたことに注意したい。そしてそのことを通じて共同体は新しい一つの性格を受けとることになる。賃金協定が又そうであったように、共同体は大経営農家の共同体として、雇用経営主的性格を内外に対して持つことになるのである。小組合の共同購入、販売、金融についてはすでにみたが、この共同は又たんに協同組合的なものではなかった。大正元年九月一日の決議は資金借入について次のように定める。

一、右同日左の決議をなし即時実行なしつつあり

二、稲麦作の肥料代及田植金の共同借入れをなす 秋の借り入れには小組合全員の名を以て借入れ資金の別なく連帯す尤も組合内には別に完全なる規約の設けあり

三、本組合員内肥料代を所持なす人と雖も連帯の名義には加入す（前出『小組合帳簿悉皆合綴』による）。

このような借金の組合員全体での連帯が、協同組合的なものではなく共同体的なものであることはいうまでもない。そしてこの共同の利益は主として大経営小作農にかかつていったのである。小組合の当初の指導者をはじめ、二、三の大経営が手作地主層であったことは既に述べたが、そのような自己資金をもつ層も連帯責任を外部に対しては負わされるのである。

このように小組合の性格が、大経営層ことに小作大経営層の利益を強く反映したものであったことは、小組合の結成を通じて部落共同体が新しい性格を持ちはじめて来たことに他ならなかった。或いは共同体の性格変化が小組合により促進され、それを通じて反映したといってもよい。新しい性格とは、経営主的、小作農的性格である。前者は外に對しては商品経営に對する防衛的、農民的なものとして、内に對しては年雇労働の共同管理としてあらわれたのであった。そして後者は外に對しては地主への對抗、内においては共同体の主導權の變化としてあらわれる。借入金の連帯責任制にも示されたように、共同体における地主層のヘゲモニーは後退する。小組合の結成の主導力となったのは、二〇町内外の所有地を持ち、同時に八町の経営（その大部分は小作地、それ故形式的には小自作大経営）をいとなみ、又不在大地主の帳元でもあったYであつたが、彼は初代組合長をつとめ、以後大正七年まで六年半にわたり組合長となるが、以後は顧問の地位に退いてしまう。次代は自作地主である大経営農が四年間つとめるが、

その後及び副組合長は一貫して小作、小自作農の手にゆだねられるのである。このY<sub>2</sub>の後退は、大正九年の帝國農会による米不売同盟、吉野製糸への株式投資の際における失敗と没落にもよるものであるが、同時に共同体における勢力関係の変化をも物語るのである。手作地主層はともかく大経営農として、又形式的には自らも小作農として他の小作大経営と共通の利害を持ち、それ故に小組合の主要なメンバーをなしたとしても、その地主的側面における共同体支配は失われて行くのである。精農家としても名高いY<sub>2</sub>の場合とはかく、同じ大経営の手作地主であり、二人の大地主の帳元をつとめたMは、全く小組合の幹部に姿を見せていない。そしてより注目されることは、四〇町地主のH家が小経営を持つため小組合に加わりながら、全く運営にタッチしていないことであり、五〇町以上の大地主であったY家は、経営を持たなかったためか組合に加入していないことである。半封建的共同体を貫く地主的性格を、小組合は持たなかったといえよう。

小組合の小作農的性格は対地主的団結において、より強く示された。小組合はその規約、事業において全く対地主關係にふれていなかったが、小作農の組合として、その経営に強い圧力となっていた高額小作料、地主制に無関心であった筈はないのである。部落の水田が常習的な災害に悩まされていたことは既にふれたが、それは当然連年の如き小作料の減免交渉を必要としたのであった。交渉は帳元に対し行なわれ、帳元が地主に交渉する形をとったが、帳元を置くような不在大地主については、減免はかなり容易に行なわれたように思われる。帳元はこの場合二重の立場に立っていた。部落共同体の一員としてその利害を地主に対し代表すると共に、地主の對農民代表でもあったのである。封建制下の庄屋の如き性格であった。帳元が手作地主でありながら交換分合等を通じてY<sub>2</sub>のように小作地経営を行なっている場合、彼等も小作料負担者としての利害がしばしば同一でさえあった。在村、手作地主

の小作地についてはともかく、部落小作地の多くを占める不在大地主に対してはそうであった。彼等ときには地主から獲得した減免割合を割引して農民に伝え、自らの小作地の減免率にまで引上げて、その差額を私しともいわれている。

小組合の結成は、一つにはこのような対地主の小作料減免要求のための団結でもあり、小作組合的色彩を多少とも持ったものであった。減免要求も組合の一つの仕事であった。減免要求はたんに不作の際の一次的なものにとどまらずに、契約的小作料の減免要求にまで発展していった。その第一の成果は、「井手」小作料の廃止であった。中網道の水田には低地で常習浸水田がかなりあったが、その土地改良のために水路（井出）を掘り、その土を田に客土して高くする仕事を農民は行なって来たが、その収量安定の利益は地主にも帰したのであり、しかも「井手」としてかなりの田面積が作付出来なくなっても、小作地面積にはそれを含めたまままで小作料を徴収していたのである。その「井手」分の小作料を廃止する運動は、小組合の手により大正二年に成功するのである。この他に大正末、八代を震撼させた郡築村の<sup>(5)</sup>大争議の頃にも小作料の一般的引下げ運動が中網道を中心として起っている。其の他の動きはわからないが、第28表にみるように契約小作料額は明治末から大正、昭和初年にかけてかなりの減少がうかがえるのである。大正初め

第28表 小作料の変遷

|       |       | 契約小作料                                                              | 納付小作料 |   |
|-------|-------|--------------------------------------------------------------------|-------|---|
| K家小作地 | 地主A   | 明42 9.89<br>43 9.28<br>大2 9.15<br>昭2 8.69                          | (96%) | 斗 |
|       | 地主B   | 明42 10.52<br>43 10.25<br>昭2 10.16                                  | (89%) |   |
|       | 其他地主  | 明42 8.06<br>43 7.66<br>昭2 8.85                                     | (62%) |   |
|       | 某地主B  | 元次和り 11.03<br>昭2年 10.33                                            |       |   |
|       | 部落農家借 | 大1 1.024<br>2 1.064<br>4 1.012<br>10 0.920<br>11 0.924<br>12 0.928 |       |   |
|       |       |                                                                    |       |   |
|       |       |                                                                    |       |   |
|       |       |                                                                    |       |   |
|       |       |                                                                    |       |   |
|       |       |                                                                    |       |   |

備考：『小組合資料』及び『K家資料』による。

から末までにほぼ一斗余りの減少があったと考えてよさそうである。

小組合の持つ以上のような諸側面、その性格は、部落共同体の変質を物語るものであった。勿論その変質は直ちに共同体そのものの止揚を意味するものではなかった。むしろ共同体が一貫して持つところの外に對する共同防衛と内部における相互規制といった性格はある面では強化されているといつてもよいのである。そのあらわれが小組合の結成であり、目的であった。小組合設立の動機に「從來本村に於ては諸種の事情のため部落民の感情融和せず団結の氣風乏しき為め時勢は進運すと雖部落の發展を見ること難かりしが……」<sup>(6)</sup>といわれているが、小組合による団結、共同は、そのような状態の上ではむしろ共同体の強化を意味したのである。ただその共同体の性格は以前のそれとは異なっていた。かつては成員間の意識的な結合がなく、自然的な存在として相互に規制し合い、しかも全体として帳元を通じての地主的支配に把握されていた。しかし小組合にみるように、再編されたそれは、帳元的地主的支配を排除し、小作大経営の共通した利害の上に立つ意識的な共同体であった。外に對しては本来の防衛的性格を新しい「時勢」に應じて強化し、内における規制も共同体的生産關係にもとづく生産力の規制ではなくて、生産力と経営の相互的發展のための共同に他ならなかった。農事に關する諸施設、雇人に對する共同規制がそれである。そしてこのような共同体の変質を直接に基礎づけるものは、最初に述べた交換分合による分散耕地制の止揚の方向と保險的共同体の形成であった。昭和四年の「組合將來の実施計画」は第一に「耕地の交換法に依り集團せる様<sup>(7)</sup>に勉む」としているが、その方向が組合自体の意識的な目標として行なわれていることがわかる。

注(1) 「井堰改築記念碑」(昭一〇)理由書(前出『郷土史』六三頁)。

(2) 『熊本県八代郡和歌島村中網道区農業概況』(昭三)。

(3) 右同。

(4) 右同。

(5) 花岡伊之作『熊本県都築小作争議の真相』参照。

(6) 『中網道農業小組合調査書』(昭4)。

(7) 右同。

#### 四、商品生産の確立と大経営の転換

##### Ⅰ、商品生産の発展と経営構造の変化

三において大経営の拡大と共同体の麥質を述べたが、それを促していったものは商品経済、商品生産の発展に他ならなかった。明治期の大経営が自給的な性格の強い、基本的に地代生産に規定されたものであったことは既に指摘したが、大正年間に経営の拡大と共に、その内容は次第に商品生産を主軸としたものへと変化して行くのである。

第29表に小組合農家合計の米の産額と処分の割合の変化を示しておこう。生産額の大正二年からの増加と共に小作料割合が著しく低下して行き、商品化率が増加していることがわかる。とくに一〇年以降、米の商品化率は五〇%を確実に突破し、一二年には六四%に達するのである。大正元年に半分近くを占め、販売量を上廻っていた小作米は、二三%という低位へと落ちてしまう。一二年は特別な豊作であったのでこの比率は一般的ではないが、二年と一年を比較すれば、殆んど同じ生産量において、小作米の地位は八%も落ちているのであり、自家消費と販売は共に増加をみせていることがわかる。大正年間の経営の発展は一〇年頃からこのように米における商品生産の中軸性を確立していったのであった。米商品生産の発展は、三のⅢで指摘したような反当小作料率の減少傾向にもよ

るものであった。第28表にみるように小組合農家全体の反当小作料は大正元々四年、一〇〜一二年の間に一割の減少をみるこ  
とが出来た。しかしそればかりでなく、第14表に示した小作地  
の減少傾向、自作地の増加傾向も、小作料割合の減少をもた  
した要因であった。要するに地主制の圧力の減少が、商品化量  
を増加させ、米商品生産を確立したのである。二、四年と一〇、  
一一年を比較すればわかるように、反収自体はさした増加を示  
していないのである。

この商品化の進展が、自家消費と食糧のほぼ一定の比率での  
確保に裏付けられていることに注意しなければならない。第29  
表にみるようにむしろ一人当米消費量は、大正四年以後著しく増  
加しているのである。つまり商品化は何等窮迫的な性格を持  
たず、むしろ自家消費の増大と歩調を合せていたのである。部落  
全体での数字がこのようなものであることは、この内でも巨大  
経営において商品化の進展が一層著しかったことを思わせるで  
あろう。第30表にK家の明治年間からの処分割合を示しておこ  
う。同家の場合は既に明治三〇年代後半に五五%の商品化率を

第29表 米生産量と処分（小組合合計）

|   |    | 生産量          | 小作料         | 自家消費        | 販売          | 反当小作料 | 一人当米消費量 |
|---|----|--------------|-------------|-------------|-------------|-------|---------|
|   |    | 俵 (%)        | 俵 (%)       | 俵 (%)       | 俵 (%)       | 俵     | 石       |
| 大 | 1  | 3,623(100.0) | 1,772(48.9) | —           | —           | 2.56  | —       |
|   | 2  | 6,436(100.0) | 2,371(36.8) | —           | —           | 2.66  | —       |
|   | 4  | 5,527(100.0) | 2,347(42.5) | 673(12.2)   | 2,523(45.6) | 2.53  | 0.98    |
|   | 9  | 5,316(100.0) | 1,932(36.3) | 639(12.2)   | 2,708(50.9) | —     | 1.02    |
|   | 10 | 5,744(100.0) | 1,846(32.1) | 711(12.4)   | 3,272(57.0) | 2.30  | 1.02    |
|   | 11 | 6,463(100.0) | 1,870(28.9) | 939(13.8)   | 3,697(57.2) | 2.31  | 1.28    |
|   | 12 | 8,345(100.0) | 1,885(22.6) | 1,032(12.4) | 5,351(64.1) | 2.32  | 1.48    |

備考：『小組合資料』により計算。反当小作料は畑小作料を田の4分の3として水田小作地に換算して総小作地(田)で小作料額を割ったもの。一人当米消費量は働人男女1人当りであり、学年未満は0.4、学年児童は0.6、働人1.0、老人0.9という比率によって部落人口を換算したもので自家消費量を割ったもの。

示し、四〇年代には六五%に達し、大正初期に一時低下しているが以後六六・八%を示し、昭和に入ると七五%の商品化率を平均して示しているのである。そして小作率比重は明治三〇年代前半の五五%を最高として、大正七―一一年には二七%へと落ちており、以後食用米との区別がつかないが、昭和期には二〇%程度と思われる。同家の場合、反収の確実な増加に加えて、前掲第3図でみたような所有地の増加がこの商品化率の増大をもたらす要因であった（同家の所有地は必ずしも自作地でなく貸付地が多いが、その入る小作米は出る小作米と差引いて計算されている）。このような巨大経営においては、米商品生産の確立はより早く行なわれていたのである。

商品生産の発展は、主作物である米について、その商品化率の増大として行なわれたばかりでなく、いわゆる商品作物の導入という形でも進んで行なった。前掲第17表をみてみよう、大正年間に南瓜、西瓜、藺草が二倍近くにふえていることがわかる。南瓜、西瓜は水田のみの数字ではないが、水田間作蔬菜は有佐村を皮切りとして大正六年頃より八代平坦部に導入されるのである。中網道においても大正九年頃から一部の農家により促成栽培が列められるのである。更に藺草も部落において大正末から一般化する。昭和四年の面積は二町八反であり、殆んどの農家が一反前後を栽培していることがわかる。同年には又二町三反の桑園がみられるが、これは七畝から三反五畝にわ

第30表 K家の米生産量と処分割合の変遷

|   |         | 生産量 | 小作料  | 食用米 | 販売米  | 反    |
|---|---------|-----|------|-----|------|------|
|   |         |     | 俵    | %   | %    | 俵    |
| 明 | 31 ~ 35 | 120 | 55.0 | 7.5 | 38.3 | 3.88 |
|   | 36 ~ 43 | 268 | 38.1 | 7.1 | 54.9 | 4.88 |
|   | 41 ~ 45 | 342 | 31.0 | 4.4 | 64.6 | 5.17 |
| 大 | 2 ~ 6   | 452 | 35.0 | 4.4 | 55.5 | 5.40 |
|   | 7 ~ 11  | 508 | 26.6 | 5.9 | 66.3 | 5.76 |
|   | 12 ~ 昭2 | 514 | —    | —   | 68.3 | 5.75 |
| 昭 | 3 ~ 7   | 542 | —    | —   | 74.5 | 6.17 |
|   | 8 ~ 12  | 607 | —    | —   | 74.5 | 6.32 |
|   | 13 ~ 16 | 695 | —    | —   | 74.7 | 6.91 |

備考：『K家資料』による。割合は生産量を100とす。種子分があるのと、小作料を同家の場合貸付地より入る分を小作地より出る分から差引いているので、小作料、食用米、販売米の割合合計は100とならない。後になる程そうなる。

たり、一三戸の農家によって営まれているのである。<sup>(1)</sup> 養蚕の導入もK家では大正一三年であつた。

大正末期に導入されるこのような商品作物を別とすれば、大正年間に米以外の商品作物は麦であつた。後掲第32表にみるように大正七—一〇年においてK家の米以外の売り上げは、雑穀、蔬菜、薬加工品であり、雑穀が大部分を占めている。雑穀は麦と粟であつたが、後者は全く自給用であり、小麦と裸麦が商品化されたのである。第31表に部落の麦の作付と商品化率を示しておこう。麦作付面積は余り変化するが、小麦の若干の増加傾向がうかがえるであろう。しかしその商品化率の著しい増加が目立っている。大正五、六年頃から、折からの第一次大戦の影響下に、小麦を中心とする麦作の商品生産化が行なわれたことがわか

第31表 麦作と商品化率（小組合合計）

|   |   | 小 麦  |      | 裸 麦  |      | 麦 計  |      |
|---|---|------|------|------|------|------|------|
|   |   | 作付面積 | 商品化率 | 作付面積 | 商品化率 | 作付面積 | 商品化率 |
|   |   | 町    | %    | 町    | %    | 町    | %    |
| 大 | 2 | —    | —    | —    | —    | 55.4 | 25.2 |
|   | 3 | —    | —    | —    | —    | 60.1 | 35.7 |
|   | 4 | —    | —    | —    | —    | 59.4 | 22.8 |
|   | 5 | 14.5 | 78.0 | 34.2 | 18.3 | 48.7 | 47.2 |
|   | 6 | 39.5 | 94.6 | 35.6 | 37.4 | 75.1 | 67.5 |
|   | 9 | 22.9 | 75.9 | 41.0 | 43.6 | 63.9 | 52.8 |

備考：『小組合資料』による。

第32表 K家の農業収入（現金関係）

|      | 明 44     |       | 大 7~10   |       | 昭 1~4    |       |
|------|----------|-------|----------|-------|----------|-------|
|      | 金 額      | 比重    | 金 額      | 比重    | 金 額      | 比重    |
|      | 円        | %     | 円        | %     | 円        | %     |
| 米    | 1,124.25 | 95.7  | 3,907.76 | 86.8  | 4,770.19 | 75.3  |
| 麦、雑穀 | 50.00    | 4.3   | 491.33   | 10.9  | 784.70   | 12.4  |
| 蔬菜   | —        | —     | 18.75    | 0.4   | —        | —     |
| 養蚕   | —        | —     | —        | —     | 409.96   | 6.5   |
| 其他   | —        | —     | 74.33    | 1.7   | 364.16   | 5.7   |
| 計    | 1,174.25 | 100.0 | 4,479.66 | 100.0 | 6,338.78 | 100.0 |
| 米 価  | 6.69     | (100) | 14.60    | (218) | 12.62    | (189) |

備考：『K家資料』により筆者計算。米価は熊本各地平均梗玄米価格で、熊本県穀物検査所『創立15年記念誌』及び『穀物検査成績』第21報による。その右欄は指数。

るのである。商品化に対応して麦消費は減少しており、米消費量の増大と見合っている。通常、戦前の日本農業について商品経済の発展に伴う窮迫販売化の傾向、麦自給、米販売の強化といった形とは逆の方向が、この大経営部落においてみられるのである。

第32表にK家の農業現金収入の変遷を掲げよう。同家の場合この間に経営面積の拡大があつたのであるが、その現金収入の著しい増加がうかがえるであろう。米価と比較してもその実質増加がわかる。そして前述のように米商品化量、額の増加にもかかわらず、その現金収入に占める比重は低下して行くのであり、昭和初頭には明治四四年の九六%から、七五%に低下し、しかも金額では四倍以上、実質でも二倍以上に増加しているのである。米の比重低下に代るものは麦であり、養蚕であり、其他の糞加工、馬車収入、雑収入であつた。このような商品生産の発展とそれに伴う現金収入の増加の反面は、農家経営と家計の貨幣化とその現金支出の増加であつた。第33表にみるようにその現金経営費は、ほぼ収入に見合う膨脹を示している。そして又後掲第40表にみるように家計費も同様の増加を示しているのである。経営費の内訳をみると肥料、農具費の比重の増加と労賃の比重の低下が目立っている。即ち資本投下の増大によって労働投下が置き換えられてい

第33表 K家の経営費の変遷（現金関係）

|      | 明 44   |       | 大 7~10   |       | 昭 1~4    |       |
|------|--------|-------|----------|-------|----------|-------|
|      | 金 額    | 比率    | 金 額      | 比率    | 金 額      | 比率    |
| 肥料費  | 150.50 | 26.7% | 650.47   | 34.1% | 1,222.16 | 39.4% |
| 種苗費  | 25.00  | 4.4   | 67.17    | 3.5   | 16.55    | 0.5   |
| 農具費  | 19.50  | 3.5   | 203.15   | 10.6  | 497.81   | 16.0  |
| 馬関係費 | 10.00  | 1.8   | 202.09   | 10.6  | 116.83   | 3.8   |
| 農薬費  | —      | —     | 21.54    | 1.1   | —        | —     |
| 労賃   | 293.85 | 52.1  | 764.13   | 40.0  | 1,209.43 | 39.0  |
| 其他   | 64.66  | 11.5  | —        | —     | 39.74    | 1.3   |
| 計    | 563.51 | 100.0 | 1,908.55 | 100.0 | 3,102.52 | 100.0 |

備考：前表に同じ。

るのである。勿論このことは絶対量としての労働投下量が減少したことを意味しなかった。雇用労働自体は変化していないようであり、経営面積も増大こそすれ減少していないのであり、反当労働量の変化はなかったであろうが、商品生産の発展によって追加的に要求される労働を機械の導入により生み出したのであり、更に流動資本としての肥料投下によって自給肥料を代替していったのである。

K家に見るこのような傾向は、三のⅡにおいて指摘したように、小組合の大経営に共通した傾向であったと思われる。即ち大正一〇年を境とする耕地あたり労働の粗放化、反当肥料投下額の増大という事実が示すものは、K家にいち早くあらわれた傾向の、部落全体への普及を意味していたのであった。機械の導入は第一に揚水ポンプであった。八代平坦部においては佐賀、筑後とことなり、クリーク用水路と、その低水位からする水揚げの必要は少なかった。しかし用水自体の不足は干拓地特有の用排水路の未整理から多くみられたのである。中網道においてその水田の過半は自然灌漑によったが、干拓当時から二〇町近くの耕地が土地の高さからして灌漑不可能なために畑として残されていた。その畑は明治期において小作人自身の手により開田されていたのであり、大正初めには六町を残すにすぎなかった。畑の開田を水利の面から可能にしていたものは、水車による灌漑であった。水車灌漑がいかに多くの労働力を必要とするかは佐賀の例をまづまでもないであろう。開田地を持つ農家にとって、その常雇労働がかなりこの部分に廻されなければならなかったのである。

この揚水労働の機械による代替は、年雇労賃の高騰と共に問題となって来た。「機械農具利用組合設立の動機」はいう。

「従来本村農業状況を考うるに耕作反別多くして之に要する自家労働人員少きを以て生産物の生産費高の到底農家経済上有  
稲作大経営の展開構造

利と認むる能ざる為め労力の機械（化？）を計れば幾分其の緩和をなし得るを認めたるが大正九年より大正一〇年に至り雇傭人給料上りし為め機械使用の必要漸く迫り……」<sup>(2)</sup>

大正一一年にZ形三馬力原動機一台と水揚稻扱、粃すりの附屬品を購入、一二年には三馬力三台、パチカル・ボンプ四台、粃すり機二台、大豆粕分碎機一台を入れ、大正一三年には三馬力三台を一馬力五台と代え、精米機を入れ、一四年には二馬力四台、麦搗機を入れたのである。昭和三年現在の組合の所有はZ二馬力一四台、一・五馬力五台、クボタ二馬力一台の原動機に達するのである。二三名の組合員は三組に分れてこの機械を共同利用したが、この二三名は小組合の八割近くにあたり、原動機利用が一般化していることを示している。動力利用は揚水に関する以外には、前述の購入機具でわかるように主として脱穀調整過程に向けられた。粃すりは馬では一昼夜八〇俵だったのが發動機は一時間に二〇俵、六倍の能率を上げたのである。

大正一〇年前後を画期とするこのような、資本集約化（金肥と機械農具）は、基本的にいつて商品生産の發展の所産であつた。揚水ボンプの導入にしても、八代平坦部或いはこの部落においても、年雇労働の縮減、家族勞作化の方向を意味していたのではなくて、むしろ家族、年雇労働を他の商品生産部面へと転用する必要があつたからである。勞賃の高騰が一時的なものであつたかどうかは不明なのだが、年雇労働がこの小組合農家において決して縮小していないこと、むしろ増加して行つたことは既にみた。その余裕化し、増加した家族、年雇労働は、新しい商品生産部門へと投入されたのである。蘭草、その加工、間作蔬菜、養蚕、麦作がそれであつた。蘭草の導入は動力ボンプの所産である。何故なら冬期の渇水期における揚水灌漑の必要を満たしたものがこのボンプだったからである。さきにみたように、明治期の大経営は数においては家族労働力をこえる年雇を入れながら、それが低質、補充的

な労働力であり、主幹労働力は家族中心であった。第22表でみたように、大正一〇年迄の経営の拡大は、家族労働力の増加に見合うものであり、家族中心的な性格はつづいていたのである。しかし一〇年を境とする家族労働力の減少は、機械化に見合うものであり、次三男の流出を主として意味していたと思われる。次三男の流出はすでに大正初めからつづいていたが、この時期には長男の他出もみられたようである。K家においては昭和初年からしばらくの間、長男は満州に出かける。のこされた経営主夫妻が年雇労働力と共にこの大経営を営み、拡大しているのである。しかもこの時期が商品生産の確立した時期であることに注意しなければならない。一〇年を転期とする年雇労働力の増加と家族労働力の減少は、それ以前のような、低質、補充的労働力の増加ではなかったであろう。労働力構成を示す資料はないのであるが、商品作物の導入による新しい労働需要に応じて投下されたものは、家族労働力よりむしろ余裕化した年雇労働力に違いなかった。そして商品生産、機械化に伴う新しい技術を身につけ、その労働力を指揮したのは経営主であったのである。当時的大小作農が地主のように「旦那様」であり、着流しで歩いていったといわれるのは、その経済的余裕とその経営者の性格をあらわしている。大正一〇年を画期とし、機械化、商品作物導入、商品生産確立に伴うこの経営構造、労働力構造の転換は、明治的な自給的家族中心の大経営に終止符を打ち、商品生産的雇用的大経営の成立を意味していたのである。

## Ⅱ、作付体系の転換——水稻晩化栽培の意義——

商品生産の発展は、小作料低下と経営拡大による米麦商品化の増大、商品作物の導入、によってもたらされたものであった。その主力をなす米商品生産の発展には、反当収量の増加が第一の目標でなければならないが、反当収

量は大正前期半、むしろ停滞していた。一方商品作物の導入は、従来の米作付体系による耕地、労働力配分の上では、機械化をもつてしても困難であった。商品作物の導入を可能にし、麦の商品生産を拡大し、そして米の反収を増大させて行くためには、作付体系の根本的な再編成が必要であった。水稻晩化栽培こそが、その再編成であり、商品生産の発展、確立の基礎をなしたのである。

八代における水稻栽培の特色は、早稲一期作であった。八代といつてもこの場合、我々の調査地が属する平坦部（沿海部）である。明治末から大正一〇年頃まで八代平坦部では早穂増、二千本といった早稲の全盛時代であった。早稲は四月中に苗代を作り、六月上旬に田植を行ない、九月上、中旬に収穫を行なったのである。このような早稲一期作は、八代沿海部の特異な形態であった。周知のように当時の九州の稲作は神力の全盛時代であり、晩稲一期作を普通としたのであり、佐賀干拓地等において早晩の二期混作がみられたが、早稲の一期作というのは筑後と共に例外であった。第34表にみるように熊本県としても、八代としても、神力、穂増といった晩中生種が過半を占めていたのであり、八代においてはそれが山間、中間部に分布していたと考えられる。八代沿海部におけるこの早稲栽培は、第一にこの沿海部において特に激しかった螟虫害を回避するためであつ

第34表 主要水稻品種の作  
(熊本県、八代郡)

|       |    | 大 4  | 昭 6  | 昭13  |
|-------|----|------|------|------|
|       |    | %    | %    | %    |
| 神 力   | 八代 | 56.6 | 9.8  | —    |
|       | 八代 | 37.6 | 1.3  | —    |
| 穂 増   | 八代 | 4.9  | —    | —    |
|       | 八代 | 28.1 | —    | —    |
| 早 穂 増 | 八代 | 4.8  | 1.6  | —    |
|       | 八代 | 34.3 | —    | —    |
| 旭 旭一  | 八代 | —    | 37.8 | 34.1 |
|       | 八代 | —    | 57.3 | 47.6 |
| 九州八号  | 八代 | —    | 5.8  | 2.5  |
|       | 八代 | —    | 26.7 | 16.7 |
| 福 神   | 八代 | —    | 17.0 | 13.5 |
|       | 八代 | —    | —    | —    |
| 三井神力  | 八代 | —    | 2.3  | 3.4  |
|       | 八代 | —    | 1.3  | 4.8  |
| 神 山   | 八代 | —    | 2.2  | 2.1  |
|       | 八代 | —    | 6.7  | —    |
| 宝     | 八代 | —    | —    | 39.0 |
|       | 八代 | —    | —    | 25.0 |

備考：熊本県穀物検査所『穀物検査成績』各年度による。

た。何故なら当時の晩稲栽培は六月下旬に田植をし、一月上旬に収穫するのを普通とし、その本田期間が長く、二化、三化螟虫の害にさらされねばならなかったからである。早稲の場合は田植、収穫を早めることにより二化螟虫はさけられなかったとしても、三化螟虫の害をさけることが出来たのであった。

八代平坦部の稲作は明治初年より早稲一期作ではなかった。明治三〇年頃まではおそおませ（晩穂増？）、穂増などによる晩稲、中稲栽培が一般的であったといわれる。しかし中稲にせよ晩稲にせよ、その作付時期、期間は必ずしも他地域、時代により一定ではなかったようである。『県統計書』により明治一五、二五年の米の播種期、収穫期を比較すると、明治一五年では八代は菊池郡に比較して播種期中稲が一〇日、早稲が五日早く、晩稲は同じであり、収穫期では早、中稲が一カ月、晩稲が半月早いのである。これは暖地という条件が作付開始時期、期間を早めていたのであろうが、明治二五年になると、八代では播種期が著しく早まり、中、晩稲では三月下旬と殆んど二カ月繰上り、収穫期は早、中、晩によって差があるが一〇日から一カ月早まっているのである。そして作付期間は播種期が著しく早くなったために一カ月あまりも延びているのである。菊池郡の傾向は全く逆に播種期の繰下げ、収穫期の若干の延長がみられ、作付期間は中、晩稲においてさした変化がなく、早稲のみが一カ月以上の短縮となっている。八代のこのような稲作の技術的変化の意味は明らかでないが、収穫期の繰上げが何よりも三化螟虫対策であったと考えて大過あるまい。そしてこのために播種期の著しい繰上げが不可避であり、暖地という条件がそれを可能にしたのであろう。

この結果として八代稲作は、早稲において四月五日から九月一五日の一六〇日間、中晩稲において三月二日頃より九月下旬、一〇月中旬の一九〇〜二〇〇日余の作付期間を持つことになったのである。田植期は早、中稲にお

いて五月下旬、晩稲において六月上旬であった。この八代稲作の作付時期、期間は菊池郡におけるように五月下旬播種、六月下旬～七月上旬の田植、一〇月下旬～一月上旬収穫という早、中、晩に大差ない作付時期、期間とは大いに異なるものであり、八代稲作の特殊な条件をなしたのである。条件は要約すれば次の二つになるであろう。早稲において作付期間が著しく短かいこと、早、中、晩稲のいずれにおいても田植期は麦作の収穫期と多少の差はあれ競合せざるを得ないということである。早稲においてそれは決定的であったが、しかし一方において虫害対策、作付期間の短かさでは早稲は著しく有利だったのである。この矛盾は、裏作麦の地位が次第に重要になり、又第2図にみたような明治中期における虫害を主とする収量不安定性の激化と共に一層激成されて行かねばならなかった。明治三〇年代後半において、この矛盾を収量安定の方向において解決しようとしたのが早稲作への転換に他ならなかった。そして当時の早稲栽培は明治二五年頃にくらべて、田植期を五月下旬から六月上旬へと繰下げることによって裏作麦問題を若干解決していたのであった。九州各県、熊本県北部において、山北坊主、雄町といった在来中生種から神力（晩生種）への転換が行なわれたこの時期に、八代はその螟虫害の激しさのために、逆に早稲種へと転換したわけである。

田植期の若干の繰下げがあったにしても麦作は限界を持っていた。田植期に麦の立毛が残っていたといわれるような競合関係においては、労力面からも裏作表面積は制限される。ことにこの部落のような大経営においてそうであった。裏作の半分近くがレンゲ、豌豆に占められていたのはそのためであった。当時において又裏作緑肥作物と麦との輪換は、地力維持の一方式でもあった。地力維持のもう一つの手段は泥土揚げであった。冬期の農閑期の労働の一つのはげ、口は、部落の下手にある遊水池の泥土を休閑田へと舟で運ぶことだったのである。ともあれ早稲裁

培はこのような諸条件と結びついて、一つの作付体系として八代平坦部に成立したのであった。

早稲作はたしかに収量の不安定性を或る程度解決したかにみえる(第2図参照)。しかし早稲のもつ基本的欠陥としての反収の低位性と、品質の問題、裏作、間作利用の困難性が、大正期における商品生産の発展に伴って表面化してくるのである。麦作商品生産、蘭草、蔬菜、養蚕といった商品作物の導入は、早稲作体系においては不可能だったのである。このような問題を一挙に解決したものが晩化栽培であった。晩化栽培は、その出発点において七島蘭の跡作物の問題として熊本農試で取り上げられていたのであった。<sup>(3)</sup>七島蘭の跡作としては田植期を七月中旬以降に繰下げることが要求される。試験の結果は在来の栽培法に比らべて著しく反収が良かったので、当初の問題からはなれて水稻の晩化栽培として取り上げられたのであった。試験を行なった技師はH氏であり、氏の主唱により県農会において取り上げられることになった。八代においては、郡農会のY技師の指導下に作られていた三七会という精農家の会がその試験を担当することになり、大正一二年より始められるのである。その一員だったのが部落のY<sup>(4)</sup>であった。その好成績によって一三年より郡農会によって全郡晩化栽培へと踏切られるのである。部落が晩化栽培への先進地となったのは、その商品生産農業の先進性に他ならなかったであろう。

晩化栽培の技術的な面期性は、田植期の繰下げとそれによる水稻生育期間の短縮であり、本田栽培期間の短縮であった。それによって従来の晩稲の宿命であった三化螟虫の被害を最少限度に喰い止めようというのである。晩化栽培は時を同じくして九州各県で行なわれたが、その意義は、主として佐賀平坦部にみるような二期作の晩稲一期作への統一による螟虫対策として考えられているが、八代においてはむしろ以前からの早稲一期作と比らべてその面では変りないのであり、晩化栽培は早稲の晩稲への切り替えを可能にしたことに大きな意味があった。晩稲栽培

による反収増と品質の向上が第一であり、晩稲栽培による讓作の完全利用と、労力競合問題の解決であつた。熊本農試の当時の晩稲栽培の標語がこの間の事情を物語っている。即ち、「一、水稻の晩化に依り良米を多収致しましょう、二、水稻の晩化に依り労力を有利に致しましょう、三、水稻の晩化に依り土地を有効に致しましょう。」<sup>(5)</sup>さきに述べた蘭草、養蚕、間作蔬菜の導入は晩化栽培の直接の効果だったのである。

しかし八代において、晩化栽培は第一に米そのものの商品生産との關係において考えねばならない。晩稲導入による反収増と品質向上は既に指摘したが、反収増加が経営の商品化量を増大させることは当然としても、晩稲による品質向上の問題は、この時期に肥後米、八代米に与えられた市場的要請に他ならなかつたのである。大正末から始まる米穀市場の新しい展開は、外地米の内地市場への殺倒と、それに基づく市場の再編として行なわれていったが、その市場における肥後米の地位はかつてのそれとは大きく変化していった。<sup>(6)</sup>肥後米の名を高くしたのは明治末における東京市場制覇に他ならず、それを促したものが米券社による流通過程の整備であつたが、大正中期以後米輸送の鉄道依存の一較化により、肥後米市場は東京から阪神、北九州へと變つて行くのであり、北九州市場と大阪市場において西日本産米と競争しなければならなくなる。そして北九州市場（福岡県）では上米は福岡県産米に依存し、並米市場を佐賀、熊本、大分で分け合い、大阪市場では逆に朝鮮米に並米市場を全くゆだね、上米市場への供給を近畿米、更にその代用米たる九州米に依存していたのである。大阪と北九州の両市場に同じ程度に依存する肥後米にとって、上米と並米の二種類の産米が要求される。上米は当時の西日本硬質米市場においては旭一辺倒であり、他の品種は並米としてあつかわれた。第34表にみるように昭和年代の水稻品種は、八代において半分近くが旭であり、次いで九州八号、宝等である。前者が上米、後者が並米と考えてよからう。いずれにせよ、昭和期の供給

過剰市場において、内地米の生  
きる道は品質上の優位性と多収  
以外にはなかったものであり、そ  
の両者は共に晩稲によってしか  
満たされなかった。更に第二の  
市場条件は台湾米と北陸早場米  
の登場であった。大阪、北九州

市場はその端境期需要をこの両者によってみたすことになるのである。第35表にみるように早稲時代においては出  
荷の盛期は一〇、十一月であり、早稲生産は端境期の高値を目指す意味をもっていたのである。しかし端境期市場  
を阪神市場に地理的に有利な北陸早場米と、定期的に余裕のある蓬莱米の登場によって失なう時、もはや八代早稲  
栽培はその價格的有利性を持たなくなるであらう。むしろ内地硬質米の需要の多い一〜六月の時期を品質のよい晩  
稲によって目指した方がよいのである。第35表にみるように昭和二年の出荷月は正にその時期に集中しているの  
である。晩化栽培はこのような市場の変化への対応でもあったのである。

晩化栽培がこのような移出の時期的変化のみならず、移出量そのものを増大させたことも忘れてはならない。第  
36表にみるように八代の移出量と移出率は（検査米が全部移出されるわけではないから、むしろ商品化量、率）、晩化栽培  
を画期としてかなりの増加がみられるのである。これはいうまでもなく反収の増加の所産であった。そしてその移  
出先は、八代の場合、或いは城南米の場合、とくに本土市場へと向けられて行くのである。第37表にみるように、

第35表 移出米検査俵数  
月別割合（八代）

|      | 大 | 4       | 昭 | 2         |
|------|---|---------|---|-----------|
|      |   |         | % | %         |
| 4 月  |   | 1.6     |   | 6.2       |
| 5 月  |   | 3.7     |   | 12.7      |
| 6 月  |   | 5.3     |   | 10.9      |
| 小 計  |   | 10.6    |   | 29.9      |
| 7 月  |   | 11.0    |   | 8.6       |
| 8 月  |   | 8.6     |   | 5.2       |
| 9 月  |   | 7.5     |   | 4.5       |
| 小 計  |   | 27.     |   | 18.2      |
| 10 月 |   | 16.1    |   | 3.1       |
| 11 月 |   | 25.5    |   | 3.0       |
| 12 月 |   | 12.7    |   | 11.5      |
| 小 計  |   | 54.2    |   | 17.6      |
| 1 月  |   | 4.9     |   | 19.3      |
| 2 月  |   | 1.2     |   | 6.9       |
| 3 月  |   | 2.0     |   | 8.2       |
| 小 計  |   | 8.2     |   | 34.4      |
| 合 計  |   | 143,583 | 俵 | 258,112 俵 |

備考：前出『穀物検査成績』  
各年度による。鏡（有佐）、  
八代両検査所の合計であり、  
八代全郡ではない。

城南米、そのなかの八代米の九州市場向移出は、三四%であり、城北米に比してその本土への選好が目立っている。本土市場の大部は京阪神であり更に東海消費地であった。この傾向が晩化栽培以後のものかどうかはわからないが、ともかく晩化栽培以後になって、肥後城南米の地位は、大阪市場で確立して行くのである。城南旭の銘柄は、肥後上米として伝統をもつ城北の旭とならんで、大阪市場に上米代用米として、名声をはくすることになる（城南地方産米は早生種のみ栽培せられし為城北地方産米より遙かに劣りしも晩化栽培の行わるるに至りてより早生種は影を無くし城北産米を凌駕する勢を示すに至れり）。前掲第34表にみるように八代郡に旭の栽培が目立って多いのは、このような市場との関係に他ならなかった。

米穀市場と結びついた米商品化の進展は、それだけで必しも農民的商品生産の発展を意味しないであろう。地主制の強い八代においてはことに地主米の流通を考慮しなければならないからである。晩化栽培にしても、それによる品質向上、収量安定、増加は地主にとっても有利だったのである。事実郡全体としては、晩化栽培へ一挙に転換させたものは、農民の力というよりも地主制の力であった。当部落其他の試験によって、一三年には全郡一致晩化への踏切りは、郡農会を動かす大地主層の一致した指導力によるものであった。米販売面に関心の深い地主層が、

第36表 八代産米の移出量と移出率

|        | 水稲生産量 | 移出検査量 | 検査比率 | 率    |
|--------|-------|-------|------|------|
|        | 千石    | 千石    |      | %    |
| 明40~44 | 155   | 86    |      | 55.7 |
| 大 1~6  | 146   | 87    |      | 59.3 |
| 9~12   | 138   | 73    |      | 52.9 |
| 大13~昭3 | 170   | 102   |      | 60.1 |

備考：前出『検査成績』及び『県統計書』による。各年間平均、大13~昭3は大15を除く4カ年平均、検査量は郡内各検査所の合計。

第37表 肥後米銘柄別移出量と仕向先(昭6)

|       | 移出量   | 内九州付   | %    |
|-------|-------|--------|------|
|       | 千石    |        |      |
| 城北米   | 441   |        | 49.0 |
| 城南米   | 680   |        | 34.1 |
| (八代米) | (154) | (34.4) |      |
| 城東米   | 148   |        | 22.3 |
| 計     | 1,269 |        | 37.9 |

備考：米穀局『地方産米に関する調査』(昭8)567~8頁により計算。

いち早く米穀市場の変化に対応したのはうなずけるところであるが、晩化栽培はもはや明治期の生産政策のように上からのものとしては評価出来ない。部落の例をみればわかるように農民的商品生産の発展自体がその必要を生み出していたのであり、その上に利害の一致した地主層の力が必要とされたのであった。大経営、従って米商品化の進んだ中網道がその先進地となったのはこのために他ならない。そして地主層の積極的な動きの背後にある一つの要因は、郡築争議にみられたような小作争議への安全弁として、小作農経営を安定させる必要であった。

晩化栽培を画期とする農民的米商品化の発展を示すものとして第38表を掲げよう。商人、地主の機関であった米券倉庫の利用者は、

昭和に入ると生産農民が地主をぬいて行くのである。勿論、農業倉庫、地主倉庫が入っていないので米券社だけでは全入倉庫米をとらえられないが、それにしても地主制の利益と力を表現していた米券社が、次第に農民的な性格を持ちはじめたことに注意しなければならない。部落においてもK家のような大経営農家は販売米の三分の一を米券化して（のこりは共同販売）、米券販売を主として四月以降に行なったといわれ、他の大経営農家にも米券利用の例は少なくないのである。たとえば純小作経営（五町）のN家も共同販売以前において七割は米券販売であったという。農民的米商品化のもう一つの手段は、大正始めから小組合で行なわれていた共同販売であった。小組合によ

第38表 米券社入庫米利用者別割合の推移  
(県合計)

|          | 農民米  | 小作米  | 商人米  | 計       | 俵 |
|----------|------|------|------|---------|---|
|          | %    | %    | %    |         |   |
| 明37 ~ 40 | 19.5 | 45.2 | 35.3 | 63,836  |   |
| 41 ~ 44  | 10.8 | 39.4 | 49.8 | 284,604 |   |
| 大 1 ~ 5  | 15.8 | 37.7 | 46.5 | 878,831 |   |
| 大14 ~ 昭3 | 33.6 | 22.5 | 44.0 | 555,337 |   |
| 昭 4 ~ 7  | 35.6 | 21.2 | 43.2 | 709,686 |   |
| 8 ~ 11   | 37.0 | 27.0 | 35.9 | 527,995 |   |

備考：『肥後米券社史』により計算。大正14年以後と以前とは分類基準がことなるが、生産者を農民米、土地有権利者を小作米、1条3項を商人米とした。

る共販は、大正末以降一層盛んとなったと思われるが、その販売法は多く倉庫前で検査と同時に商人の手に渡されたが、ときには米券共同販売の形をとったこともあった。多くの農家、たとえばN家のような大経営でも共同販売以後は大部分の販売米がそれであったといわれているが、K家のような余裕のある農家では、組合による金融を清算する額だけを共同販売に出し、他は個人売りを行なっていた。それは共販が時期的に年末の出廻期に二回位行なわれるだけであり、四月以降の高値をねらうには共販では都合が悪かったからである。いずれにせよ米商品化の発展と共に、その販売面においても仲買商相手の疑先販売を排し、共同販売と米券販売という合理的な方法が農民のものになっていったことなのである。小組合の結成以来、発展をみせた米商品生産の要求にもとづき、そのより以上の発展の契機となったものが晩化栽培であり、農民的商品生産の体系的確立を表示するものに他ならなかった。

晩化栽培はたんに水稻生産における作付方式の転換だったのではない。それは経営全体の再生産方式Ⅱ作付体系の転換であった。晩化栽培が田植期の繰下げによって裏作表の全面化を可能にしたこと、労働の競合を防ぎ間作蔬菜、養蚕等の導入を可能にしたことは既に述べたが、このような作付の多様化、裏作の完全利用は地力維持方式の変化をもたらした。即ち裏作緑肥を失なうことは、それに代るものとして間作の朝鮮大豆を全面的に導入させることになる。第39表にみるように晩化栽培以後、秋播緑肥の完全な消滅と、それに代る青刈大豆の著しい発展がみられるであろう。更に冬作の商品生産化、ことに蕎麦の導入

第39表 水田緑肥作物作付面積の推移  
(八代)

|   |    | レンゲ | ウマシ | ゴマシ | 蚕豆、<br>豌豆 | 青大 | 刈豆    | 其 | 他 | 計 |
|---|----|-----|-----|-----|-----------|----|-------|---|---|---|
|   |    | 町   | 町   | 町   | 町         | 町  | 町     | 町 | 町 | 町 |
| 大 | 12 | 735 | 158 | 979 | 363       | 11 | 2,245 |   |   |   |
| 昭 | 2  | 15  | 17  | 256 | 5,336     | 7  | 5,631 |   |   |   |
|   | 6  | 5   | —   | 68  | 6,022     | 31 | 6,095 |   |   |   |
|   | 13 | 14  | —   | 21  | 6,561     | 3  | 6,600 |   |   |   |

備考：青刈大豆以外は秋播である。『県統計書』による。

と共に泥土揚げが衰退して行くのである。米―麦―青刈大豆という三毛作体系が一般となるのである。そして全面的商品作物導入により、青刈大豆によっても不足するであろう地力をおぎなうものが硫酸を先頭とする金肥の増投であった。むしろ大正初め以来の金肥の普及、増投こそが新しい商品生産体系を可能にしたのであった。このことは又Iにおいてみた機械の導入についてもいえるのである。蘭草の普及は晩化栽培だけでは不可能なのであり、冬期灌漑の問題を解決した動力ポンプの登場が第一の条件であった。そして晩化栽培にもとづく米商品化の発展を裏付け、晩稲収穫、その脱穀調整と表作付との競合を解決して行ったものが脱穀調整過程の機械化に他ならなかった。しかし機械の導入、商品作物の導入がいずれも晩化栽培を契機としていることに注意したい。商品生産を、資本集約化の方向と結びつけて経営的に確立したものをこそ、晩化栽培を基礎とする新しい作付体系なのであった。

### Ⅲ、大経営の発展と衰退

晩化栽培は熊本、八代に限るものではなかった。北九州各県、佐賀平坦部、筑後等の米どころでは、いずれも時期を同じくして晩化栽培が行なわれたのである。その技術的、経営的意義についても大きな差はなかった。ただ経営形態の変化については八代少なくとも中網道では佐賀平坦部と全く異なった方向をたどるように思われる。即ち佐賀平坦部において晩化栽培前後における機械灌漑の導入は、水車労働の担い手であった年雇の供給困難を直接の原因としていたのであり、それは第一次大戦による農業労働力の流出、労賃高騰にもとづくものであった。だからむしろ佐賀において、はポンプこそ二期作から晩稲一期作への転換の第一の条件だったのであり、晩化栽培、ポンプ導入の後には、経営は年雇を持たない家族労作経営として確立したのである。東北あたりにも多くみられた前期

的な年雇経営の解体の上に、晩化栽培を中心とする商品生産体系は、小農的小商品生産体系として確立したといえる。これに反し、八代中網道では、年雇大経営はむしろ発展したのであった。

大経営は昭和一〇年頃までにピークに達し、同時に年雇の増大をもたらし行つた。そして家族労働力に比して年雇労働力の比重が高まつて行つたのであった(三のII)。このような大経営の発展の内容については、収入の多様化と経営の資本集約化としてみたが、K家の家計費を第40表によつてみてみよう。大正中期と昭和初期をくらべて家計費全体の増加と共に、その内訳において保健衛生費、交際費の増加が目立っている。家計は明らかに余裕を

持つて来ていることがわかる。年雇経営の発展は、たんに経営の拡大のみならず、農家経済の発展でもあったのである。

第41表に同家の現金収支を総括しておこう。収支共に金利が

第40表 K家の家計費(現金関係)

|       | 大 7~10   |       | 昭 1~ 4   |       |
|-------|----------|-------|----------|-------|
|       | 金 額      | 比率    | 金 額      | 比率    |
|       | 円        | %     | 円        | %     |
| 飲 食 費 | 256.73   | 23.4  | 340.03   | 20.1  |
| 住 居 費 | 336.66   | 30.7  | 375.98   | 22.2  |
| 被 服 費 | 200.28   | 18.3  | 183.02   | 10.8  |
| 光 熱 費 | 26.11    | 2.4   | 58.28    | 3.4   |
| 保健衛生費 | 33.26    | 3.0   | 179.79   | 10.6  |
| 教養娯楽費 | 56.44    | 5.2   | 75.82    | 4.4   |
| 交 際 費 | 35.59    | 3.2   | 118.49   | 7.0   |
| 雜 費   | 66.98    | 6.1   | 73.14    | 4.3   |
| 臨 時 費 | 91.06    | 8.3   | 285.45   | 16.9  |
| 合 計   | 1,095.61 | 100.0 | 1,690.01 | 100.0 |

備考：前表に同じ。

第41表 K家の現金収支

|         | 大 7~10   | 昭 1~ 4   |
|---------|----------|----------|
|         | 円        | 円        |
| 農 業 収 入 | 4,501.56 | 6,338.78 |
| 金 利 其 他 | 353.27   | 926.54   |
| 収 入 合 計 | 4,854.83 | 7,290.31 |
| 經 営 費   | 1,908.55 | 3,102.52 |
| 家 計 費   | 1,095.61 | 1,690.01 |
| 税 負 担 金 | 212.02   | 363.72   |
| 金 利     | 116.79   | 750.36   |
| 講 掛 金   | 246.08   | 693.18   |
| 貯金、保険   | 20.89    | 36.51    |
| 支 出 合 計 | 3,617.94 | 6,636.63 |
| 余 剰     | 1,236.89 | 653.68   |

備考：資料前出。

目立つが、差引では余り差はない。同家が若干の高利貸的機能を営んでいることは注目しなければならない。なお同家は土地周旋業のようなことも営んだといわれる。しかしこの金利のなかには頼母子講の収入が含まれているのであり、実際の貸金はより少ないのであり、その金利支出との差は殆んどなかったのである。大正中期から昭和初年の間の支出の増加で目立つのは、講掛金であった。そしてこの頼母子講はしばしば数千円の単位の落札が行なわれており、それは土地購入資金にあてられていった。同家所有地の増加は前掲第3図でうかがえるであろう。昭和に入つて同家の所有地は五町を越えるのであるが、それは必ずしも自作化を意味しない。それは他の農家にとつても同様であるが、小作している田の購入は地主が手放さないために困難なので、多くの土地購入はむしろ貸付地の購入だったのである。それ故に地主であり小作であるといった二重性を持つことになる。しかし経営にとつて、貸付地所有と小作料収入は、結局において自作化と同じ効果を持ったし、関係地の分散を通して保険的意味も持ち得たのである。

自作化乃至土地購入は必ずしも部落大経営農家一般の現象ではなかった。前掲第14表をみれば、昭和一年の組合農家の耕地の減少と共に、自作地の減少も目立つのである。一八年において自作地は更に減少している。この意味は明らかではないが、昭和一年の貸付地は全体で一〇町八反なのであり、必しも貸付化が行なわれたとは解されない。昭和四年以後の組合農家の動向はK家についてしかわからないのだが、一年に至る間に戸数は二九戸が二三戸にへり、一戸当面積も三町一反と一町余の減少を示している。昭和四年頃をピークとして大経営は一般的には縮小をはじめたといえよう。そして一方では脱農化、離村して行く農家も多かったわけである。昭和六、七年の恐慌期に満洲への移民がみられたのである。

大正期にほとんど部落Ⅱ小組合の全農家をあげて経営を拡大していった上昇期にくらべて、この、恐らく昭和恐慌を背景とする大経営の衰退傾向は中網道小組合農家の新しい転期を意味していた。即ち部落全体の並行した上昇から、内部における階層分化の進行への転換である。前掲第13表をみよう。昭和四年と一六年の差は、戸数で二戸少ないが、六町以上層は一戸の減少に止まり、四〜六町層の四戸の減少、二〜四町層の二戸減、そして二町以下層の五戸増が目につくのである。昭和四年までの傾向が、二町以下層の減少、乃至停滞と、二〜四町層の一貫した上昇による減少、四町以上層の増加という中層の上方分解であったとすれば、以後の傾向は六町以上層の安定と、二〜六町層の下方分解の傾向である。そしてその結果として四町以上層と二町以下層への両極分解が示されているといえよう。部落農家の経営の平均としての縮小が続くなかで、K家のように昭和一二、三年に一一町という経営のピークを達成する巨大経営もあったのである。それ故にこの時期迄の大経営の衰退は、必ずしも全面的な大経営の縮小を意味しなかったのである。むしろさきいったように、昭和の大恐慌の悪条件のなかで、商品生産Ⅱ商品経済の確立によって媒介された分解の過程に他ならなかった。

大経営の本格的全面的な衰退は、昭和一〇年代、戦時経済のなかで始められた。動員による家族、雇用労働力の不足が、決定的な要因であった。K家のような最高の経営においても、昭和一五年から経営は縮小しはじめる。昭和一七、八年迄は、それでもかなりの経営が全般的に維持されていたようであるが(第11表にみるようにその平均耕作規模は三町一反を維持している)、それ以後、更に戦後に入っても経営は縮小の一途をたどることになるのである。その間の事情を示す資料を掲げておこう。

「謹しんで申し上げます昨年来地主様方の絶大なる御協力と御援助を御願ひ致し揚水用電動機設置も完成致しまして灌水に就

いては只今の処非常に便宜となりまして小作人一同感謝に堪えぬ次第で有ます。支那事変勃発以來農村に於ける人手不足は今更申上る迄もなく方々御承知の事と存じます。其後年一年と手不足が深刻となり昨年末雇入人出賃の際の如きは非常な困難を致しまして漸く雇込んで見ますと一昨年に比し一戸宛一人至自二人の不足となるばかりでなく其の労働能力の低下者しく其れに反し給金に於ては殆んど従前の倍額となり益々経営困難となりました（中略）先月來私共小作人一同相談り十数戸の農家を入植しては如何かと存じまして処々方々出百姓を勧誘致しました処原營新地方面から遇々三四軒の人が来村見聞されましたが「此の村をいやなのか、此の土地の位置が悪いのか、小作料が高いのか」其の後何の返答もなく……（後留）

昭和十七年十月

小作人

『小組合資料』による）

戦後の農地改革と農地法による制限、外地よりの引揚者の帰農等が、経営の縮小を一層強めたのであった。現在五〇数戸を数える部落農家の半分近くは、戦時、戦後の出百姓（入植者）であり、帰農者であった。

注（1） 前出『小組合調査書』。

（2） 前出『中網道区農業概況』。

（3） 熊本県農業試験場『水稻之晩化』。

（4） 右同。

（5） 熊本県農業試験場『水稻の晩化』表紙。

（6） 拙稿「米穀市場と銘柄問題」（協同組合経営研究所『統制下の米の銘柄に関する研究』所収）。

（7） 右同。

（8） 米穀局『地方産米に関する調査』（昭和八）、五六〇頁。

（9） 鎌形勲『佐賀農業の展開過程』第九、一〇章參照。

## 五、大経営の歴史的意義

——日本農業における「資本制経営」とその限界——

佐賀平坦部において、晩化栽培と機械導入が小商品生産Ⅱ家族労作経営の確立をもたらしたのに対し、八代平坦部の調査部落では、むしろ雇用大経営とその商品生産の確立をもたらしたのは何故であらうか。第一に気づくことは、佐賀のそれが年雇労働力の不足、乃至労賃高騰に基因したのに対し、八代では年雇労働力を確保しえたことであらう。しかしこのことは八代の年雇労賃が佐賀のように高騰しなかったこと、北九州労働市場の吸引力が及ばなかったことにはならない。たしかに八代は天草、芦北さらに八代山間部といった九州でも有数の年雇給源地を持ち、それらは同時に臨時雇の供給源でもあったのであり、佐賀より幾分有利な地位にあったのであり、年雇労賃も相対的に安かったかもしれない。しかし大正七、八年には年雇労賃はやはり高騰しているものであり、更に佐賀平坦部もこれらの供給源から年雇を得ることが不可能であったとは思われないのである。

問題はむしろ雇用経営の形態そのものにあつたように思われる。佐賀平坦部の代表的な経営は二町前後であり、それに半年雇を一人おく形態であつた。年雇は何よりも夏期の揚水労働の必要によつたのであり、二段、三段掛の水車を踏まねばならなかったからである。<sup>(1)</sup>そして揚水を必要とする水田は、平坦部では五割以上に達していたのである。これに反し八代では揚水を要する田も、その揚水の困難性もはるかに少なかったものであり、二町経営ではむしろ年雇を必要としないのが一般であつた。そして八代の年雇経営は四〜六町であり、揚水労働の必要によつてではなくて、農業労働全般の、家族労働力に余る経営耕地のための必要によるものであつた。それ故にその年雇労働

の生産性、余剰価値はずっと大きかったと考えられる。何故なら揚水労働中心の雇用労働が生む価値は米にのみ実現されねばならなかったから、米価と労賃とのシエーレ<sup>(8)</sup>は、直ちに経営の危機を意味したのであり、そのような場合、ポンプの導入は直ちに年雇労働の排除をもたらしたのであった。八代においては、第一に経営面積の広さからする米自体の生産性の高さがあり、機械の導入によりもたらされた余剰労働力は、養蚕、蘭草、蕪加工、間作蔬菜といったより高い価値を実現しうる部分へと投下されたのであり、年雇労働の生産性<sup>11</sup>余剰価値は依然として従来の高さを保ち得たと考えられるのである。それ故に一方又、昭和農業恐慌による農産物価格の全面的低落は、大経営の危機を生み出したのであった。

佐賀平坦と八代との比較は、同じ雇用大経営の、商品生産の発展条件をめぐる対極的な分化として考察さるべきではないであろう。両者は出発点においてはっきり異なった雇用経営であったのである。むしろそのような比較は、東北、北陸の大地主地帯にみられた年雇大経営との間でなされなければならない。それならこのような大経営は一般に明治末以後没落、解体を続けていった時に、何故八代のこの地帯において、年雇大経営が發展していったのであろうか。その確立した大経営の性格をどのように考え、又その経過を日本農業の發展のなかでどのように評価すべきであらうか。

第一にこのようなケースが、日本農業にとって特殊なケースであることは明らかであろう。八代平坦部においても、この部落のような例が一般的のものであったかどうかはわからない。このようなケースを可能にした要因は既にいろいろと指摘したが、決定的な要因をとり出すことは困難であらう。しかし次のことは基本的に重要である。東北的な米作地帯、大地主地帯において、しかも明治期に前期的な年雇大経営が<sup>12</sup>広汎に存在した地域は、西日本、

西南暖地において八代をおいては無いのではないかとすることである。ということは西日本米作地帯における小作大経営の稀有の例であるということである。東北、北陸においては小作大経営は必しも珍らしくなかった。そして小作大経営は地主的な大経営とことなり、必ずしも大正以降没落していったわけではない。にもかかわらず、それは多くは地主的性格を持ち、資本制経営とは縁遠いものと評価されている。<sup>(3)</sup> その評価自体にも若干疑問があるが、その大経営が広汎な家族経営のなかで、従って共同体のなかで、しばしば地主的支配の代理人として行動し、他の経営からはかけはなれた存在だったからであろう。しかし八代中綱道の場合は、そうではなかったことを指摘した。

ここでは共同体成員農家の多くが一致して大経営を發展させて行つたのであり、従って共同体の変質をもたらした上で行なわれたのであった。この差は、たんに自然的偶然的な理由によるのではなく、その社会経済的基盤の差に帰着するのであると思われる。つまり東北型、近畿型と総括される發展段階の差を基本とした基盤の差である。それは商品経済の農民経営における發展度の相対的な高さに他ならないのである。そして北九州鉦工業の發展にもとづく労働市場の發展が、労働力の社会的価値を高め確立して行くその時期だったのである。

さきに述べたように佐賀平坦部においては、この労働力価値の上昇は、小規模年雇経営を解体し、その上に晩化栽培を契機とする新しい経営体系が家族労作小商品生産を確立し、その發展がいわゆる「佐賀段階」を形成して行く。そして八代では同じ社会経済的条件の上で、年雇経営は發展し、晩化栽培を基礎とする新しい作付体系が商品生産の確立を表示する。要するに北部九州の米作地帯における小商品生産の一般的確立の一環として、八代における大経営の發展は存在したのである。とするならば、この商品生産は、小商品生産ではなくて資本制的商品生産を示し、年雇経営は資本家的経営であることを意味するのだろうか。

農業における資本制経営の確立は、農業革命の所産であつた。イギリスにおいて一八世紀末から一九世紀中期にかけて、ドイツ、フランスは一九世紀の間に行われた農業革命は、根菜の導入を契機として放牧地の耕地化、輪栽方式の採用、機械化を伴う労力化にもとづく農業生産力の急速な発展を基礎にした生産関係の変革に他ならない。生産関係の変革はエンクロージャーによる共同体の揚棄、商業的農業と資本制経営の形成であつた。このようなヨーロッパ的な形態が日本においてみられなかつたことはいうまでもない。基本的な差は日本農業とヨーロッパを分つ畜産との結合の有無である。にもかかわらず八代平坦部における晩化栽培を中心とする経営技術体系の転換のなかに一つの類似を見出すことが出来ないだらうか。貧弱ではあれ動力ポンプ、動力調整の導入、中耕除草への道具利用、土地利用の高度化と地力増進的茎葉作物の導入である。機械化は労働力のより高度の利用と結びついていた。しかし作付体系の転換がヨーロッパ的な輪栽体系でなかつたことはいうまでもない。輪栽体系と家畜との結合の欠除が、金肥投入による多肥化傾向を生み出していたのである。<sup>(6)</sup>だから晩化栽培を中心とする作付体系の転換をヨーロッパ農業革命と全く無縁なものといふことは出来る。ただ両者の間の基本的な共通性は、そのような作付体系が、経営方式が商品生産の発展の上に、その確立を表示するものとして生み出されたことであつた。そしてその結果として一般的には小商品生産の確立が、八代平坦部においては特に「資本制経営」の成立がみられた以上、それは日本のような風土と農業にとって農業革命としての役割を担つたものであつたということが出来るのではなからうか。

「農業革命」はしかし弱体な、倭小化されたものでしかなかつた。それが早発的であり、十分な生産力的基礎を持たなかつたからである。<sup>(6)</sup>それ故にそれによつては一般的には小商品生産しか成立せしめ得なかつたし、八代のように特殊に「資本制経営」を成立せしめたところでも、その「資本制経営」は弱体な不安定なものでしかなかつた。

それは何よりもその技術水準が小農的技術によって規定されていたことによるのである。機械化による余剰労力は米作経営とは本来的な有機的結合にない蘭草、間作蔬菜、養蚕といった副業的補足的な商品生産へと投入された事実が何よりもそれを物語っている。この「資本制経営」は小農経営のそのままの拡大であり、質的な経営体系の差を持たなかったのである。それはむしろ商品生産的雇用経営であるからといって、資本家的というよりは小商品生産経営の一変形にすぎなかったというべきであらう。弱体性、倭小性は、交換分合によるエンクロジャーの方向が限界づけられたものであり、それ故に共同体を止揚せずに、質的な変化はもたらしたにせよ新しい共同体へと転形し、むしろ経営の発展、「農業革命」がそのような共同体の基礎の上に推進されたことにもあらわれている。「農業革命」自体が早発的なものであり、それ故に倭小化されたものであったことは指適したが、八代の「資本制経営」自体が又日本農業にとって特殊の早発的であつたことがその弱体性の基礎であつたのである。日本農業全体の発展段階に促した技術水準が強制され、そのような農業を重要な部分として含むところの社会構成体Ⅱ資本主義の条件が強制されたのであつた。

日本資本主義の条件とは農産物市場と労働市場の条件に他ならない。大正期労働市場の拡大による労賃水準の上昇は、八代年雇経営はともかくのりきることが出来た。しかし農産物市場Ⅱ価格はのりきることが出来なかったのである。本論中において我々は大経営の展開を規定していた農産物市場、ことに米穀市場の価格条件を捨象していたが、大正期における大経営の発展の背景に、米騒動をピークとする米価の高騰（農産物一般も）があつたことは忘れてはならない。それが又年雇労賃の上昇にたえ得た大きな理由であり、経営の発展の条件だったのである。しかし昭和以降米穀市場の条件は大きく変化して行つたのである。その構造的側面はすでにふれたが、外地米の大量流

入による米価の低落傾向は、晩化栽培による品質向上、生産力発展をもつてしてもカバーすることは出来なかった。それが決定的となるのは昭和恐慌以後である。そして又恐慌は養蚕の相対的有利性をも失なわせて行くのである。

このような稲作大経営においてさえ、副業的養蚕が導入された理由は、生糸がアメリカ市場を対象とする輸出商品として米よりも有利な価格形成がなされたことによるものであらう。他の副業農産物も同様である。その有利性の喪失は大経営にとつても重要な打撃となったに違いない。そして昭和以降過剩供給市場となった米穀市場を支配するものは小農的価格法則であり、それは経営技術体系において小農と同一水準にある大経営にとつては利潤範疇の減少、消滅を意味していた。この時期の展開が大経営の「分解」の過程であつたことは指摘した。その「分解」こそ實質的に小商品生産経営として大正期に足並をそろえて拡大成立した大経営が、一方では本來的な資本制経営として自己を確立し、一方では没落して行くべき過程となるであつた。少数のK家のような例は、一応その方向に沿つたものとして資本制経営と呼びうる性格を持ちはじめたと思われる。だがそれを一般的には阻止し、K家の場合をも結局は衰退させたものは、技術水準の低さであり、そしてその発展を不可能にしたのがこの市場条件だったのである。

米価を中心とする農産物価格の悪化は、工業製品、労賃水準との相対的なものである。つまりシェーレが拡大するのである。このシェーレはこの時期には一つの体制的な性格を持ちはじめた。即ち独占段階の成立による独占価格の支配であつた。「資本制経営」の発展条件はますます悪化して行くのである。独占段階への入口において、この「資本制経営」が成立したことこそ、この「資本制経営」を一時的な特殊なものとして歴史の片隅にとり残して行つた基本的な要因であつた。

八代平坦部における「資本制経営」の成立或いは未成立は、それならどのような意味を日本農業について持つのであろうか。たんに特殊な事例として止まるのであろうか。いやむしろその特殊性の故に、それは当時の日本農業、ことに西日本米作農業の発展段階を照明しているのである。つまり八代平坦部における「資本制経営」の成立は未成立こそが、「農業革命」と小商品生産経営の全般的成立を、日本農業における資本制的運動法則の支配の開始を物語っているのである。

注(1) 鎌形勲『佐賀農業の展開過程』一八二頁。

(2) 磯辺俊彦「いわゆる「佐賀段陸」の形成過程」、『主要地帯農業生産力形成史』(下)二二二頁。

(3) 加藤、渡辺、馬場「宮城県仙北平野における稲作大経営の成立基盤とその展開」、『東北大学農学研究所彙報』九の二所収)参照。

(4) 飯沼二郎『農業革命論』第一章、第二章参照。

(5) 加用信文「日本農法の性格」、『日本農業発達史』九卷所収、六五四頁。

(6) 堀橋「小商品生産の存在構造」第四章参照(『農業総合研究』一三卷三号所収)。